

# 阿波の自治



2

巻頭言

## 美来創生のまちへ

美馬市長 藤田元治



5

特集

### 平成29年度 地方財政計画の概要について

市町村課課長補佐（企画財政担当） 美保圭祐 …… 5

### 平成29年度 地方債計画の概要等について

市町村課係長（企画財政担当） 青木秀夫 …… 16

### 平成29年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 美吉克春 …… 25

32

地方自治雑感

## 「阿波の自治」九十号の発刊に寄せて

「阿波の自治」発刊当時の徳島県地方課長 石橋孝雄

34

市町村情報

### 地方創生の動き

#### 徳島版地方創生特区「新南海道再興戦略特区」

板野町参事兼総務課長 七五三 政 信 …… 34

### 研修生だより

#### 研修の思い出

阿波市企画総務部秘書人事課課長補佐 藤原 一 史 …… 36

#### 研修の思い出

那賀町総務課係長 武内 一 …… 38

「海外事例で学ぶ子育て支援のまちづくり  
～フィンランドのネウボラ～」を受講して

鳴門市健康福祉部健康政策課 黒濱綾子 …… 40

## 42

## 実務コーナー

## 公営企業改革について

市町村課主事（行政担当） 平内桂人 …… 42

## 「緊急防災・減災事業」の拡充・延長等について

市町村課主事（企画財政担当） 村雲正敏 …… 46

## 地方創生関連交付金について～地方創生推進交付金～

市町村課主事（企画財政担当） 吉田仁美 …… 50

## 過疎地域等自立活性化推進交付金について

地域振興課主事（地域企画担当） 江本泰子 …… 55

## 地方創生に向けた国の支援措置について

地方創生推進課主事（地方創生担当） 井上健 …… 59

## 公立文化ホールの役割と運営業務について

文化創造室主事（文化創造担当） 森田和美 …… 64

こちら編集部 …… 68

※執筆者の所属及び役職名は平成29年3月31日現在のもので掲載しています。



■表紙写真 牟岐町

- 1 千年サンゴ
- 2 姫神祭り（御神体）
- 3 むぎアワビまつり・魚のつかみとり
- 4 出羽島の町並み
- 5 内妻のあじさい



# 美来創生のまちへ

美馬市長

藤田元治

## はじめに

美馬市は、平成十七年三月一日に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村の三町一村が合併してできた豊かな自然と数多くの文化財が残る歴史情緒あふれるまちです。

市の西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が讃岐山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市、名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接しています。

日本一の清流「穴吹川」など幾多の川が、四国三郎「吉野川」に流れ込み、吉野川沿岸の平野部が主な可住地となっています。北側の讃岐山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約八割が森林と

なっており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域です。

## 美来創生のまち美馬市 → 一歩先の確かな未来へ

私は、昨年執行されました「美馬市長選挙」におきまして、市民の皆さまからの温かいご支援を賜り、第二代「美馬市長」に就任致しました。就任後、新たにまちづくりのキャッチフレーズを「美来創生のまち美馬市→一歩先の確かな未来へ」とし、その実現に向け、次の五つの基本方針を掲げ、これまで市政に全力で取り組んでまいりました。

まず、一つ目に「地方創生、県西部の中核拠点としての美馬市創生の

実現」でございます。

美馬市に起こることをつくり、雇用の創出・所得の増加を実現し、本市に新しい「ひと」の流れを創出して、時代に合った地域づくりを推進してまいります。

二つ目に、「未来へはばたく！市民の個性と能力が發揮できるまちづくり」でございます。子育て、就学前・義務教育の充実等とおし、本市から世界で活躍する人材の育成を図りたいと考えております。

三つ目に、「未来を支える！いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」でございます。地域福祉・高齢者・障がい者・児童福祉、地域医療の充実に取り組み、生涯現役、躍動アクティブシニア、豊齡先進都市み



剣山

まの実現により、生涯活躍のまちづくりを進めます。

四つ目に、「未来を守る！安全・安心で環境に優しいまちづくり」でございます。防災・危機管理体制の再構築と推進等とおし、内陸部直下型地震等への新たな防災、危機管

理体制の構築により、「安全安心のみ」を実現したいと考えております。五つ目に、「未来を創る！快適で便利・活力がみなぎり、交流が生まれるまちづくり」でございます。公共交通システム等各種社会基盤整備をはじめ産業振興の促進により活力と交流の創出を推進します。

## 美来創生のまちの 実現に向けて

平成二十九年度を迎え、私自身、今年度は美来創生に向けて本格的なスタートを切る年と位置付けております。

先程の五つの基本方針のもとに市政を推進し、脇町、穴吹、美馬、木屋平のそれぞれの地区が、それぞれの特色を活かしながら発展し、美馬市が「県西部の中核拠点」となるよう着実に事業を推進してまいります。まず、「地方創生、県西部の中核拠点としての美馬市創生の実現」につきましましては、地方創生推進交付金を活用した「うだつの町並み空き家・空き店舗再生事業」や「農林業×伝統工芸×観光連携推進事業」、市内

で増加している空き家を活用するための「移住コーディネートセンター設置事業・移住交流センター設置事業」、若者をターゲットとした「若者U-Jターン就職・定住促進事業」及び創業支援事業等に取り組んでまいります。特に、「農林業×伝統工芸×観光連携推進事業」につきましましては、本



藍染製品



うだつの町並み (美馬和傘)

市の恵まれた自然環境の中で営まれる「農林業」と藍染めや竹工品などの「伝統工芸」、「観光」の連携推進のため、セミナーやワークショップを開催します。



美馬和傘ランプシェード



美馬和傘

また、美馬和傘を「美馬の竹工品」としてブランド化し、販売拡大に向けたプロモーション活動などを行ってまいります。

次に、「未来へはばたく！市民の個性と能力が発揮できるまちづくり」につきましましては、小学校の英語教育充実のための「英語教育推進事業」、地産地消の活性化を促し、質の高い給食の提供につなげる「美馬市産米給食推進事業」、市内で三園目となる「穴吹地区認定こども園整備事業」、新たに美馬地区に開設される児童クラブの運営委託を含む「放課後児童健全育成事業」等を進めてまいります。

穴吹地区における認定こども園の建設につきましては、今後、用地取得を始め、測量設計業務、用地造成工事等を進めていく予定でございます。市内の保護者の方々に安心できる保育施設の提供を図るためにも、出来るだけ早い開園を目指してまいります。

続いて、「未来を支える！いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」につきましましては、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた「美馬市生涯活



美馬小学校

躍のまち推進事業」等に取り組んでまいります。

その実現に向け、生きがいや健康支援のためのプログラムを四国大学との連携により開発するほか、移住後のアクティブライフを支援するコーディネートターの養成や、「移住促進拠点」の整備を計画している脇町小星地区を中心とした地域ネットワークの形成に取り組むものがございます。

続いて、「未来を守る！安全・安心で環境にやさしいまちづくり」につつましては、地震発生時の道路ネットワークの機能不全を未然に

防ぐための「橋梁耐震性照査事業」、地震によって家屋が倒壊した場合でも、室内に局所的な安全空間が確保される「耐震シェルター普及促進モデル事業」などに取り組むとともに、消防団員の皆さんの活動服など、装備品の充実を進めてまいります。

最後に、「未来を創る！快適で便利・活力がみなぎり、交流がうまれるまちづくり」につつましては、日常生活に必要な商品の購入が困難な地域を解消し、生活の利便性を確保するための「買物支援事業」等に取り組んでまいります。

また、脇町地区の商業施設「パルシー」を改修し、市民サービスセンター、市民ホール、図書館、公民館など様々な機能を備える複合施設として現在整備を進めております「脇町地区地域交流センター整備事業」につつましても、平成三十年二月末の完成に向け、引き続き着実に取り組んでまいります。

これらの他にも、「RESSAS活用普及促進事業」、「結婚新生活支援による定住促進事業」等、美馬市ならではの特色のある事業を推進し、ふるさと美馬市に活気を取り戻した



地域交流センターホールホワイエ完成予想図



地域交流センターホール完成予想図

いと考えております。

## おわりに

現在、美馬市におきましては、少子高齢化の進行による人口減少が大きな問題となっております。

また、人口減少による自治会や集落規模の縮小・消滅や経済の停滞も強く懸念されております。そういった厳しい情勢の中、「美来創生のまち美馬市」を実現し、「県西部の中核拠点」として発展していくために力ギとなるのが「創造的実行力」でございます。

「創造的実行力」とは、より高い目標や理想の姿、あるべき姿を創造し、その実現に向かって果敢に挑戦して、これを成し遂げるという意味合いで、私が普段から用いている言葉です。

今後も、この「創造的実行力」を発揮しながら、職員と一丸となって諸課題の解決に取り組む、市民の皆さまと共に「美来創生のまち」に向けて力強く歩んでまいります。

# 平成二十九年 度

# 地方財政計画の概要について

市町村課課長補佐（企画財政担当） 美保圭祐

## 1 はじめに

「地方財政計画」は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」のことであり、同条の規定により、国会に提出するとともに、一般への公表が義務付けられています。

この計画は、人口や産業集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を果たすことができるよう、

○地方交付税制度と関連して、地方財源を保障する機能

○地方団体における当該年度の「財政運営の指針」としての機能

○「国家財政・国民経済等との整合性」を確保する機能を担っています。

## 2 平成二十九年度の地方財政計画

平成二十九年度の地方財政計画は、二月七日に閣議決定され、国会に提出されるとともに、一般にも公開されています。なお、東日本大震災からの復旧・復興については、平成二十八年から、被災地が自立し、地方創生のモデルとなる復興を目指す「復興・創生期間」に移行していますが、引き続き「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理されています。

（1）通常収支分（資料①、②）

通常収支分においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面では、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費が計上されるとともに、社会保障関係経費の増加を適切に反映した計上が行

われる一方、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革が行われています。

一方、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」（平成二十七年六月三十日閣議決定）、いわゆる「骨太の方針」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成二十八年地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置が講じられています。

通常収支分の概要は次のとおりです。

### 【規模】

通常収支分の歳入歳出規模は、八六兆六一九八億円（前年度比十八六〇五億円、＋一・〇％）、地方一般歳出の規模（歳出総額から、公債費、公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計

負担分、不交付団体水準超経費を除くは、七〇兆六三三三億円（前年度比＋七一九六億円、＋一・〇％）、また一般財源総額は、六二兆八〇三億円（前年度比＋四〇一一億円、＋〇・七％）、不交付団体水準超経費を除いた額では、六〇兆二七〇三億円（前年度比＋四一億円、＋〇・一％）となっており、いずれも前年度を上回る額が確保されています。

【ポイント】

平成二十九年度地方財政計画・通常収支分のポイントとしては、六点挙げられます。

○ 一般財源総額の確保等

毎年度、地方六団体等から強く要請しているところですが、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、地方公共団体が安定的な財政運営を行えるよう、前年度を上回る額が確保されています。また、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が高水準ではあるものの伸びが鈍化しており、さらに、交付税特別会計からの繰越金がないという前年度までと大きく変わった状況の中で、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用などの交付税

資料①

平成29年度の地方財政の姿

| 1 通常収支分      |   |
|--------------|---|
| ① 地方財政計画の規模  | 86兆6,198億円（前年度比＋8,605億円、＋1.0%）                                    |
| ② 地方一般歳出     | 70兆6,333億円（同＋7,196億円、＋1.0%）                                       |
| ③ 一般財源総額     | 62兆 803億円（同＋4,011億円、＋0.7%）  |
| ・水準超経費除き     | 60兆2,703億円（同＋411億円、＋0.1%）   |
| ④ 地方交付税の総額   | 16兆3,298億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 16兆7,003億円、▲3,705億円、▲2.2%）  |
| ⑤ 地方税及び地方譲与税 | 41兆6,027億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 41兆1,344億円、＋4,683億円、＋1.1%）  |
| ⑥ 臨時財政対策債    | 4兆 452億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 3兆7,880億円、＋2,572億円、＋6.8%）     |
| ⑦ 財源不足額      | 6兆9,710億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 5兆6,063億円、＋1兆3,647億円、＋24.3%） |

| 2 東日本大震災分   |   |
|-------------|---|
| (1) 復旧・復興事業 |   |
| ① 震災復興特別交付税 | 4,503億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 4,802億円、▲299億円、▲6.2%）        |
| ② 規模        | 1兆2,842億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 1兆7,799億円、▲4,957億円、▲27.8%） |
| (2) 全国防災事業  |   |
| 規模          | 946億円（ $\text{\textcircled{28}}$ 1,310億円、▲364億円、▲27.8%）         |



資料②

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

| 区 分        |                       | 平成29年度<br>(A)      | 平成28年度<br>(B)      | 増 減 額<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C) / (B) |
|------------|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 歳 入        | 地方税                   | 390,663            | 387,022            | 3,641                | 0.9                |
|            | 地方譲与税                 | 25,364             | 24,322             | 1,042                | 4.3                |
|            | 地方特例交付金               | 1,328              | 1,233              | 95                   | 7.7                |
|            | 地方交付税                 | 163,298            | 167,003            | △ 3,705              | △ 2.2              |
|            | 国庫支出金                 | 135,386            | 132,184            | 3,202                | 2.4                |
|            | 地方債                   | 91,907             | 88,607             | 3,300                | 3.7                |
|            | うち臨時財政対策債             | 40,452             | 37,880             | 2,572                | 6.8                |
|            | うち財源対策債               | 7,900              | 7,900              | 0                    | 0.0                |
|            | 使用料及び手数料              | 16,184             | 16,247             | △ 63                 | △ 0.4              |
|            | 雑収入                   | 42,370             | 41,643             | 727                  | 1.7                |
|            | 復旧・復興事業一般財源充当分        | △ 77               | △ 79               | 2                    | △ 2.5              |
|            | 全国防災事業一般財源充当分         | △ 225              | △ 589              | 364                  | △ 61.8             |
|            | 計                     | 866,198            | 857,593            | 8,605                | 1.0                |
|            | 一般財源<br>(水準超経費を除く)    | 620,803<br>602,703 | 616,792<br>602,292 | 4,011<br>411         | 0.7<br>0.1         |
| 歳 出        | 給与関係経費                | 203,209            | 203,274            | △ 65                 | △ 0.0              |
|            | 退職手当以外                | 186,737            | 185,807            | 930                  | 0.5                |
|            | 退職手当                  | 16,472             | 17,467             | △ 995                | △ 5.7              |
|            | 一般行政経費                | 365,590            | 357,931            | 7,659                | 2.1                |
|            | 補助                    | 197,809            | 190,004            | 7,805                | 4.1                |
|            | 単独                    | 140,213            | 140,374            | △ 161                | △ 0.1              |
|            | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 15,068             | 15,053             | 15                   | 0.1                |
|            | まち・ひと・しごと創生事業費        | 10,000             | 10,000             | 0                    | 0.0                |
|            | 重点課題対応分               | 2,500              | 2,500              | 0                    | 0.0                |
|            | 地域経済基盤強化・雇用等対策費       | 1,950              | 4,450              | △ 2,500              | △ 56.2             |
|            | 公債                    | 125,902            | 128,051            | △ 2,149              | △ 1.7              |
|            | 維持補修費                 | 12,621             | 12,198             | 423                  | 3.5                |
|            | 投資的経費                 | 113,570            | 112,046            | 1,524                | 1.4                |
|            | 直轄・補助                 | 57,273             | 57,705             | △ 432                | △ 0.7              |
|            | 単独                    | 56,297             | 54,341             | 1,956                | 3.6                |
|            | うち緊急防災・減災事業費          | 5,000              | 5,000              | 0                    | 0.0                |
|            | うち公共施設等適正管理推進事業費      | 3,500              | 2,000              | 1,500                | 75.0               |
|            | ※平成28年度は公共施設等最適化事業費   |                    |                    |                      |                    |
|            | 公営企業繰出金               | 25,256             | 25,143             | 113                  | 0.4                |
|            | 企業債償還費普通会計負担分         | 15,863             | 15,905             | △ 42                 | △ 0.3              |
|            | その他                   | 9,393              | 9,238              | 155                  | 1.7                |
| 不交付団体水準超経費 | 18,100                | 14,500             | 3,600              | 24.8                 |                    |
| 計          | 866,198               | 857,593            | 8,605              | 1.0                  |                    |
| (水準超経費除く)  | 848,098               | 843,093            | 5,005              | 0.6                  |                    |
| 地方一般歳出     | 706,333               | 699,137            | 7,196              | 1.0                  |                    |

原資を最大限確保することにより、地方交付税総額については、前年度に比べて△三七〇五億円（△二・二％）の減、赤字地方債である臨時財政対策債の発行額についても前年度に比べて二十五七二億円（十六・八％）の増と、概算要求時点と比べ、それぞれ大幅に抑制されています。

○公共施設等適正管理推進事業費の創設

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成二十八年度の「公共施設等最適化事業費」に長寿命化対策等を追加するなど内容の拡充を行い、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として、三五〇〇億円が計上されています。

○一億総活躍社会関連施策に必要な経費の計上（資料③）

「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費として、一九一三億円が計上されています。

資料③

平成29年度の「社会保障の充実」等

- 平成29年度においては、
  - ・子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の向上」）
  - ・国民健康保険への財政支援の拡充
  - ・「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善などの措置を講じることとしている。
- これらに係る地方負担額について、地方財政措置を講じることとしている。

1. 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施
  - 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上
- (2) 国民健康保険への財政支援の拡充
  - 平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、国民健康保険への財政支援を拡充
    - ①平成30年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保
    - ②財政安定化基金について、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、平成32年度未までに、2,000億円規模を確保
    - ③平成29年度予算において、保険料の激変緩和のための約300億円及び①による活用も念頭に置いた約500億円を別途措置

<平成29年度「社会保障の充実」の主な項目>

（注）計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。（単位：億円）

| 項目                    | 平成29年度<br>予算案（公費） | 国      | 地方    |
|-----------------------|-------------------|--------|-------|
| 子ども・子育て支援             | 6,958             | 3,203  | 3,755 |
| うち子ども・子育て支援新制度の実施     | 6,526             | 2,985  | 3,541 |
| 医療・介護                 | 11,130            | 7,021  | 4,109 |
| うち国保への<br>財政支援の<br>拡充 |                   |        |       |
| 財政安定化基金の造成            | 1,100             | 1,100  | 0     |
| 上記以外の財政支援の拡充          | 2,464             | 1,632  | 832   |
| 年金                    | 299               | 286    | 13    |
| 合計                    | ※ 18,388          | 10,511 | 7,877 |

※消費税増取分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.49兆円）を活用して実施。なお、平成28年度予算では1.53兆円を計上。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善

- 保育士について2%の処遇改善及び技能・経験を積んだ職員の追加的な処遇改善
- 介護人材についてキャリアアップの仕組みを構築し月額平均1万円相当の処遇改善等【公費：2,000億円程度（うち地方：1,000億円程度）】

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費（128億円：全額国費）がある。

○まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成二十七年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成二十九年度においても、引き続き一兆円が確保されています。

○緊急防災・減災事業費の拡充・延長  
引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、防災・

減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成三十二年まで延長されるとともに、五〇〇〇億円が計上されています。

○歳出特別枠の見直し

リーマンショック後の特別措置として創設された歳出特別枠については、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切り替えが求められています。

こうした状況を踏まえ、前年度廃止された別枠加算に加え、歳出特別枠に

についても、見直しが進められ、平成二十九年度は、二五〇〇億円が減額されていますが、前述の公共施設の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組みのための歳出の確保により同額が確保されており、全体としては前年度と同水準が確保されています。

【歳出】

歳出の概要については次のとおりです。

○給与関係経費

前年度比で、△六五億円、△〇・〇%の微減となっています。

内訳を見ますと、退職手当以外では、平成二十八年度の給与改定に伴う増加分がある一方、地方財政計画上の職員数の純減が見込まれており、前年度に比べて+九三〇億円、+〇・五%の微増となっています。

一方、退職手当については、前年度に比べて△九九五億円、△五・七%の減額となっています。

○一般行政経費（単独）

社会保障の充実分等の計上とともに、震災復興特別交付税により別枠で措置されることとなる地方税収等の減収分見合いの歳出分（三八九億円）が控除

されたことにより、前年度に比べて△一六一億円、△〇・一%の減額となっています。なお、地方税収等の減収分見合いの歳出分については、震災復興特別交付税で補填されることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上されています。

○まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地方の実情に応じたきめ細かな施策に積極的に取り組めるよう、前年度同額の一兆円が計上されています。

○地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のために、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済活性化や雇用機会の創出などに取り組めるよう、いわゆる「歳出特別枠」として、一九五〇億円が計上されていますが、前述のとおり前年度と比較して△二五〇〇億円（△五六・二%）の減となっています。

○維持補修費

最近における実績等を勘案するとともに、「公共施設等適正管理推進事業」

の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を充実することにより、前年度に比べ、+四二三億円（+三三・五%）の増となっています。

○緊急防災・減災事業費（資料④）

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成三十二年まで延長されるとともに、五〇〇〇億円が計上されています。

○公共施設等適正管理推進事業費（資料⑤）

公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している「公共施設等最適化事業費」（二〇〇〇億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として、一五〇〇億円増の三五〇〇億円が計上されるとともに、長寿命化対策等に対し地方財政措置が拡充されて

資料⑤

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業費）

(1) 対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】  
（公共用建物）：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  
（社会基盤施設（道路・農業水利施設））：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

(2) 地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
- ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%  
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

(3) 事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
  - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
  - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
  - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること

(4) 事業年度

- 平成29年度から平成33年度まで（5年間）
- ⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）

また、地方譲与税の収入見込額は、

市町村における主要税目では、市町村民税のうちの所得割で十二・六%、法人税割で十三・八%、固定資産税のうち償却資産で十四・六%、軽自動車税で十二・六%とそれぞれ増額が見込まれています。

資料④

緊急防災・減災事業の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi ※等）の整備 など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

います。

【歳入】

歳入の概要については、次のとおりです。

○一般財源

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額であり、平成二十九年においては、六二兆八〇三億円、前年度比十・七%と、前年度を四〇一億円上回る額が確保されています。

○地方税・地方譲与税

地方税の収入見込額は、税制改正後において三九兆六六三億円、前年度から十三六四一億円、十・九%の増額となっており、このうち市町村税は二兆九四四億円、前年度から十四三九六億円、十二・一%の増額となっています。

主に地方法人特別譲与税の増額により、二兆五三六四億円、前年度比＋一〇・四二億円、＋四・三％の増額となっております。

なお、平成二十九年年度税制改正の内容については、本号特集の「平成二十九年年度税制改正（市町村税関係）について」をご覧ください。

○地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため必要な額、一三二八億円（前年度比＋九五億円、＋七・七％）が計上されています。

○地方債

地方債は、九兆一九〇七億円（前年度比＋三三〇〇億円、＋三・七％）が計上されており、この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、一・一兆六二五七億円（普通会計分九兆一九〇七億円、公営企業会計等分二兆四三五〇億円）となっております。

なお、地方債計画の具体的な内容については、本号特集の「平成二十九年年度地方債計画の概要等について」をご覧ください。

【地方交付税】

平成二十九年年度の地方交付税に係る国の一般会計から交付税特別会計への繰入額は、法定四税分の一四兆一三八五億円に、一般会計からの加算額の一兆二九五八億円（既往法定分等六三〇七億円、臨時財政対策特例加算六六五一億円）を加えた一五兆四三三三億円（前年度比＋二七六五億円、＋一・八％）となっております。

交付税特別会計から地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、一般会計からの繰入額に、地方法人税の全額六三七五億円（地方法人税決算該当年度精算額六四億円の減額後）、交付税特別会計剰余金の活用額三四〇億円、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額四〇〇億円を加えた額から、交付税特別会計借入金に係る償還額四〇〇億円及び借入金の利子支払額八二〇億円を減額した一六兆三二九八億円、前年度から△三七〇五億円、△二・二％の減額となっております。

平成二十九年度の地方交付税の主な総額確保対策としては、地方財政計画の歳出において、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び「重点課題対応分」

について前年度と同額が確保されるとともに、歳出特別枠の減少分と同じ規模で「公共施設等適正管理推進事業費」及び「一億総活躍社会関連施策に必要な経費」が計上されたことが挙げられます。

その他、地方財政計画では触れられていませんが、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、「人口減少等特別対策事業費」の算定において、平成二十九年年度から三年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ一〇〇億円シフトすることとされており、平成二十九年年度は「取組の成果」へ三三〇億円（うち市町村分二二〇億円）がシフトされる予定となっております。同様に、「地域の元気創生事業費」についても、平成二十九年年度から三年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ一〇〇〇億円シフトすることとされており、平成二十九年度は「地域経済活性化分」へ三三〇億円（うち市町村分二五〇億円）がシフトされる予定となっております。

また、「取組の骨太の方針」に基づいて、平成二十八年度から「公立学校

「の用務員事務」など「十六業務」を対象に導入された「トップランナー方式」について、平成二十九年度も段階的な反映における見直しが行なわれるとともに、新たに二業務が導入予定（本県市町村には影響なし）となっております。

平成の合併による行政区域の広域化を反映した普通交付税算定方法の改正が、引き続き行われます。平成二十七年に見直しを行った「消防費」や「清掃費」等、及び平成二十八年度に見直しを行った「保健衛生費」や「徴税費」等の事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映されることになっていきます。平成二十九年度は、平成二十六年度に創設された支所に要する経費に係る補正について、旧市町村地域における交通手段の確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費が増額されるとともに、「その他の教育費」において人口密度に応じた補正の新設「都市計画費」、「その他の土木費」等については、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しを三年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとなっております。（資料⑥）

さらに、平成三十年度以降も、引き続き検討が進められる予定です。

資料⑥

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。（平成26年度以降5年程度の期間をかけて見直し）

具体的な見直し内容は下記のとおり

| 見直し年度 | 費目               | 見直し内容  | 影響額       |
|-------|------------------|--|-----------|
| H26   | 地域振興費            | ・ 支所に要する経費を加算  | 3,400億円程度 |
| H27   | 消防費              | ・ 標準団体の出張所数等を見直し<br>・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算<br>・ 人口密度による補正を充実  | 1,100億円程度 |
|       | 清掃費              | ・ 標準団体の経費を見直し<br>・ 人口密度による補正を新設  |           |
|       | 地域振興費            | ・ 離島、属島の増経費を反映(消防、清掃分)   |           |
| H28   | 保健衛生費            | ・ 標準団体の経費を見直し  | 1,200億円程度 |
|       | 社会福祉費            | ・ 旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算  |           |
|       | 高齢者保健福祉費         | ・ 標準団体の経費を見直し  |           |
|       | その他の教育費          | ・ 人口密度による補正を充実   |           |
| H29   | 徴税費              | ・ 標準団体の経費を見直し<br>・ 人口密度による補正を充実  | 500億円程度   |
|       | 地域振興費            | ・ 離島、属島の増経費を反映(保健福祉等分)   |           |
|       | 地域振興費 (230億円程度)  | ・ 支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額<br>①人口8,000人規模の旧市町村の場合、標準的な支所の経費として1,800万円程度を増額<br>②従前どおり、旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとの、標準的な支所の経費を合算し算定 |           |
|       | その他の教育費 (90億円程度) | ・ 学校給食に要する経費について、人口密度に応じた補正を新設   |           |
| H30   | 都市計画費 (50億円程度)   | ・ 標準団体の面積の見直し(160km <sup>2</sup> →210km <sup>2</sup> )に伴い、標準団体の経費を見直し、単位費用に反映  | 500億円程度   |
|       | その他の土木費 (30億円程度) |  |           |
|       | 農業行政費 (100億円程度)  |  |           |
| H30   | 商工行政費 等          | ・ 標準団体の経費を見直し  | 500億円程度   |
| 合 計   |                  |  | 6,700億円程度 |

▶ 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。  
▶ 影響額は合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。

【地方の財源不足の補填】

平成二十九年度においては、経済の動向を反映して、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が高水準であるものの伸びが鈍化する一方で、交付税特別会計における前年度からの繰越金がないこと、社会保障関係経費の自然増などにより、六兆九七一〇億円の財源不足額が生じる見込みです。

このため、平成二十九年度から平成三十一年度までの間は、平成二十八年と同様、財源不足額のうち、建設地方債(財源対策債)の増発等によって

も、なお不足する額(一兆三三〇一億円)については、国と地方の折半ルールに基づき、国負担分は、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算(臨時財政対策特別加算)により、地方負担分は、地方財政法第五条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填されることになっていきます。

(2) 東日本大震災分(資料①、⑦)

東日本大震災分については、被災団体をはじめとした地方の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえて

実施する全国防災事業について、通常収支分とはそれぞれ別枠で整理されており、所要の事業費及び財源が確保されています。

歳入歳出規模は、復旧・復興事業では、一兆二八四二億円、全国防災事業では、九四六億円が計上されています。東日本大震災分のポイントは次のとおりです。

【震災復興特別交付税】

東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付される震災復興特別交付税については、四五〇三億円が確保されています。

【全国防災事業】

全国防災事業については、平成二十七年で終了しており、歳出としては公債費のみとなっています。

3 おわりに

平成二十九年地方財政計画においては、交付税特別会計における前年度からの繰越金がないこと等をはじめとする厳しい状況の中、地方交付税の減少や臨時財政対策債の増額を極力抑制

した上で、前年度を上回る「地方一般財源」が確保されています。

また、これまで本県はじめ地方から求めてきた「まち・ひと・しごと創生事業費」の確保、それとは別に「公共施設等適正管理推進事業費」の創設と、そのうちの長寿命化事業等への地方財政措置が拡充されたことは、地方財政に一定の配慮がなされたものとして評価するところです。

しかし、平成二十九年度は「経済・財政再生計画」の2年目でもあり、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した歳出の見直しを迫られる中、歳出特別枠についても実質的な歳出規模は維持されたとはいえ、大幅に減額されたところがあります。また、「骨太の方針」に基づき一般財源総額の水準確保については、平成三十年までとなっており、今後の国の議論の方向によっては、一般財源総額や地方交付税総額の確保についての影響が懸念されるところです。

地方創生に取り組むための財政需要や社会保障関係費の自然増などが見込まれる中、地方交付税の安定的な総額確保は重要な課題です。財源保障や財源調整など制度本来の機能を適切に発揮することはもとより、地方公共団

体の財政運営の予見性向上のため、法定率のさらなる引上げにより、安定的な総額確保策を講じることが期待されるということです。

市町村課におきましては、今後とも、県内市町村との連携を一層密にして、「徳島発の政策提言」や全国知事会などを通じた提言活動により、粘り強くその実現を訴えて参りたいと考えております。

資料⑦

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

| 区 分     |           | 平成29年度<br>(A) | 平成28年度<br>(B) | 増 減 額<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B) |
|---------|-----------|---------------|---------------|----------------------|------------------|
| 歳<br>入  | 震災復興特別交付税 | 4,503         | 4,802         | △ 299                | △ 6.2            |
|         | 一般財源充当分   | 77            | 79            | △ 2                  | △ 2.5            |
|         | 国庫支出金     | 8,059         | 12,528        | △ 4,469              | △ 35.7           |
|         | 地方債       | 161           | 331           | △ 170                | △ 51.4           |
|         | 雑収入       | 42            | 59            | △ 17                 | △ 28.8           |
| 計       |           | 12,842        | 17,799        | △ 4,957              | △ 27.8           |
| 歳<br>出  | 給与関係経費    | 96            | 104           | △ 8                  | △ 7.7            |
|         | 一般行政経費    | 4,200         | 5,464         | △ 1,264              | △ 23.1           |
|         | 補助        | 3,374         | 4,625         | △ 1,251              | △ 27.0           |
|         | 単独        | 826           | 839           | △ 13                 | △ 1.5            |
|         | 公債費       | 43            | 60            | △ 17                 | △ 28.3           |
|         | 投資的経費     | 8,341         | 12,024        | △ 3,683              | △ 30.6           |
|         | 直轄・補助     | 7,967         | 11,648        | △ 3,681              | △ 31.6           |
|         | 単独        | 374           | 376           | △ 2                  | △ 0.5            |
| 公営企業繰出金 | 162       | 147           | 15            | 10.2                 |                  |
| 計       |           | 12,842        | 17,799        | △ 4,957              | △ 27.8           |

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

| 区 分    |         | 平成29年度<br>(A) | 平成28年度<br>(B) | 増 減 額<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B) |
|--------|---------|---------------|---------------|----------------------|------------------|
| 歳<br>入 | 地方税     | 720           | 720           | 0                    | 0.0              |
|        | 一般財源充当分 | 225           | 589           | △ 364                | △ 61.8           |
|        | 雑収入     | 1             | 1             | 0                    | 0.0              |
| 計      |         | 946           | 1,310         | △ 364                | △ 27.8           |
| 歳<br>出 | 公債費     | 946           | 1,310         | △ 364                | △ 27.8           |
|        | 計       | 946           | 1,310         | △ 364                | △ 27.8           |



(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

| 区 分                 |                                 | 平成29年度<br>(A) | 平成28年度<br>(B) | 増 減 額<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B) |
|---------------------|---------------------------------|---------------|---------------|----------------------|------------------|
| 歳<br>入              | 地 方 税                           | 391,383       | 387,742       | 3,641                | 0.9              |
|                     | 地 方 譲 与 税                       | 25,364        | 24,322        | 1,042                | 4.3              |
|                     | 地 方 特 例 交 付 金                   | 1,328         | 1,233         | 95                   | 7.7              |
|                     | 地 方 交 付 税                       | 167,801       | 171,805       | △ 4,004              | △ 2.3            |
|                     | 震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外           | 163,298       | 167,003       | △ 3,705              | △ 2.2            |
|                     | 震 災 復 興 特 別 交 付 税               | 4,503         | 4,802         | △ 299                | △ 6.2            |
|                     | 国 庫 支 出 金                       | 143,445       | 144,712       | △ 1,267              | △ 0.9            |
|                     | 地 方 債                           | 92,068        | 88,938        | 3,130                | 3.5              |
|                     | う ち 臨 時 財 政 対 策 債               | 40,452        | 37,880        | 2,572                | 6.8              |
|                     | う ち 財 源 対 策 債                   | 7,900         | 7,900         | 0                    | 0.0              |
|                     | 使 用 料 及 び 手 数 料                 | 16,184        | 16,247        | △ 63                 | △ 0.4            |
|                     | 雑 収 入                           | 42,413        | 41,703        | 710                  | 1.7              |
|                     | 計                               | 879,986       | 876,702       | 3,284                | 0.4              |
| 一 般 財 源             | 626,328                         | 622,982       | 3,346         | 0.5                  |                  |
| 歳<br>出              | 給 与 関 係 経 費                     | 203,305       | 203,378       | △ 73                 | △ 0.0            |
|                     | 退 職 手 当 以 外                     | 186,833       | 185,911       | 922                  | 0.5              |
|                     | 退 職 手 当                         | 16,472        | 17,467        | △ 995                | △ 5.7            |
|                     | 一 般 行 政 経 費                     | 369,790       | 363,395       | 6,395                | 1.8              |
|                     | 補 助                             | 201,183       | 194,629       | 6,554                | 3.4              |
|                     | 単 独                             | 141,039       | 141,213       | △ 174                | △ 0.1            |
|                     | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費           | 15,068        | 15,053        | 15                   | 0.1              |
|                     | まち・ひと・しごと創生事業費                  | 10,000        | 10,000        | 0                    | 0.0              |
|                     | 重 点 課 題 対 応 分                   | 2,500         | 2,500         | 0                    | 0.0              |
|                     | 地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費   | 1,950         | 4,450         | △ 2,500              | △ 56.2           |
|                     | 公 債 費                           | 126,891       | 129,421       | △ 2,530              | △ 2.0            |
|                     | 維 持 補 修 費                       | 12,621        | 12,198        | 423                  | 3.5              |
|                     | 投 資 的 経 費                       | 121,911       | 124,070       | △ 2,159              | △ 1.7            |
|                     | 直 轄 ・ 補 助                       | 65,240        | 69,353        | △ 4,113              | △ 5.9            |
|                     | 単 独                             | 56,671        | 54,717        | 1,954                | 3.6              |
|                     | う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費         | 5,000         | 5,000         | 0                    | 0.0              |
|                     | う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 | 3,500         | 2,000         | 1,500                | 75.0             |
|                     | ※平成28年度は公共施設等最適化事業費             |               |               |                      |                  |
|                     | 公 営 企 業 繰 出 金                   | 25,418        | 25,290        | 128                  | 0.5              |
|                     | 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分       | 15,863        | 15,905        | △ 42                 | △ 0.3            |
| そ の 他               | 9,555                           | 9,385         | 170           | 1.8                  |                  |
| 不 交 付 団 体 水 準 超 経 費 | 18,100                          | 14,500        | 3,600         | 24.8                 |                  |
| 計                   | 879,986                         | 876,702       | 3,284         | 0.4                  |                  |
| 地 方 一 般 歳 出         | 719,132                         | 716,876       | 2,256         | 0.3                  |                  |

# 平成二十九年 地方債計画の概要等について

市町村課係長（企画財政担当） 青木秀夫

平成二十九年 地方債計画は、平成二十八年十二月二十二日に取りまとめられた。

毎年度の地方債計画は、地方財政法第五条の三第十一項の規定に基づき、同意等を行う地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類として作成、公表されるものであり、地方交付税制度とともに地方財源を保障する役割を担っている。

## I 地方債計画の策定方針

平成二十九年 地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるように、所要の地方債資金の確保を図るとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるように、所

要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されており、この両者を合計した地方債の総額は、一・一兆六、四四五億円となり、前年度に比べて三、九八三億円、三・五%の増となっている。（表1）

表1 平成29年度地方債計画（総括表）

（単位：億円、%）

| 区分       | 平成29年度<br>(A) | 平成28年度<br>(B) | 増減額<br>(A)-(B) (C) | 増減率<br>(C)/(B)×100 |
|----------|---------------|---------------|--------------------|--------------------|
| 普通会計分    | 92,068        | 88,938        | 3,130              | 3.5                |
| 通常分      | 42,816        | 42,258        | 558                | 1.3                |
| 特別分      | 49,252        | 46,680        | 2,572              | 5.5                |
| 臨時財政対策債  | 40,452        | 37,880        | 2,572              | 6.8                |
| 財源対策債    | 7,900         | 7,900         | 0                  | 0.0                |
| 退職手当債    | 800           | 800           | 0                  | 0.0                |
| 調整       | 100           | 100           | 0                  | 0.0                |
| 公営企業会計等分 | 24,377        | 23,524        | 853                | 3.6                |
| 総計       | 116,445       | 112,462       | 3,983              | 3.5                |
| 通常分      | 67,193        | 65,782        | 1,411              | 2.1                |
| 特別分      | 49,252        | 46,680        | 2,572              | 5.5                |

（注）公営企業会計等分はすべて通常分である。

II 地方債計画の主な特色

1 通常収支分

(1) 概況

平成二十九年地方債計画の通常収支分については、地方財政の見通しに基づき、さらに公営企業会計等分については、地方公共団体の所要額等を勘案して決定されている。

総計では、普通会計分が九兆一、九〇七億円、公営企業会計等分が二兆四、三五〇億円で、合わせて一兆六、二五七億円が計上されており、前年度に比べて四、一七五億円、三七％の増となっている。(表2)

(2) 主な特色

① 公共施設の適正管理の推進

地方公共団体が公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等の集約化・複合化に係る公共施設最適化事業並びに転用及び除却に係る事業に、長寿命化、立地適正化及び災害時の役場の中核機能の確保に係る事業を加え、新たに公共施設等適正

管理推進事業として、三、一五〇億円が計上されている。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、公共施設の適正管理について、公共施設等総合管理計画等に基づく取り組みの推進を図っていただきたい。

② 緊急防災・減災事業の推進

緊急防災・減災事業については、平成二十八年度までの事業期間とされていたが、地方公共団体が引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成三十二年まで継続される前年度と同額の五、〇〇〇億円が計上されている。

③ 過疎対策事業の推進

公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業が充実され、前年度比三〇〇億円増の四、五〇〇億円が計上されている。

④ 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額が計上されている。

⑤ 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額が計上されている。

⑥ 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として、前年度に比べて二、五七二億円、六・八％増の四兆四五二億円が計上されている。

2 東日本大震災分

平成二十九年地方債計画の東日本大震災分については、復旧・復興事業として、総計で一八八億円が計上されており、前年度に比べて一九二億円、五〇・五％の減となっている。(表3)

表2

平成29年度地方債計画  
(通常収支分)

(単位：億円、%)

| 項 目             | 平成29年度<br>計画額 (A) | 平成28年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|-----------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 一 一般会計債         |                   |                   |                    |                      |
| 1 公共事業等         | 16,443            | 16,601            | △ 158              | △ 1.0                |
| 2 公営住宅建設事業      | 1,130             | 1,141             | △ 11               | △ 1.0                |
| 3 災害復旧事業        | 873               | 711               | 162                | 22.8                 |
| 4 教育・福祉施設等整備事業  | 3,391             | 3,395             | △ 4                | △ 0.1                |
| (1) 学校教育施設等     | 1,245             | 1,248             | △ 3                | △ 0.2                |
| (2) 社会福祉施設      | 383               | 381               | 2                  | 0.5                  |
| (3) 一般廃棄物処理     | 656               | 657               | △ 1                | △ 0.2                |
| (4) 一般補助施設等     | 567               | 569               | △ 2                | △ 0.4                |
| (5) 施設(一般財源化分)  | 540               | 540               | 0                  | 0.0                  |
| 5 一般単独事業        | 21,927            | 21,474            | 453                | 2.1                  |
| (1) 一般          | 2,795             | 4,362             | △ 1,567            | △ 35.9               |
| (2) 地域活性化       | 690               | 690               | 0                  | 0.0                  |
| (3) 防災対策        | 871               | 871               | 0                  | 0.0                  |
| (4) 地方道路等       | 3,221             | 3,221             | 0                  | 0.0                  |
| (5) 旧合併特例       | 6,200             | 6,200             | 0                  | 0.0                  |
| (6) 緊急防災・減災     | 5,000             | 5,000             | 0                  | 0.0                  |
| (7) 公共施設等適正管理   | 3,150             | 1,130             | 2,020              | 178.8                |
| 6 辺地及び過疎対策事業    | 4,975             | 4,665             | 310                | 6.6                  |
| (1) 辺地対策        | 475               | 465               | 10                 | 2.2                  |
| (2) 過疎対策        | 4,500             | 4,200             | 300                | 7.1                  |
| 7 公共用地先行取得等事業   | 345               | 345               | 0                  | 0.0                  |
| 8 行政改革推進        | 700               | 700               | 0                  | 0.0                  |
| 9 調 整           | 100               | 100               | 0                  | 0.0                  |
| 計               | 49,884            | 49,132            | 752                | 1.5                  |
| 二 公営企業債         |                   |                   |                    |                      |
| 1 水道事業          | 5,043             | 4,473             | 570                | 12.7                 |
| 2 工業用水道事業       | 247               | 222               | 25                 | 11.3                 |
| 3 交通事業          | 1,611             | 1,654             | △ 43               | △ 2.6                |
| 4 電気事業・ガス事業     | 202               | 178               | 24                 | 13.5                 |
| 5 港湾整備事業        | 509               | 461               | 48                 | 10.4                 |
| 6 病院事業・介護サービス事業 | 4,614             | 4,434             | 180                | 4.1                  |
| 7 市場事業・と畜場事業    | 235               | 458               | △ 223              | △ 48.7               |
| 8 地域開発事業        | 622               | 699               | △ 77               | △ 11.0               |
| 9 下水道事業         | 11,904            | 11,597            | 307                | 2.6                  |
| 10 観光その他事業      | 134               | 94                | 40                 | 42.6                 |
| 計               | 25,121            | 24,270            | 851                | 3.5                  |
| 合 計             | 75,005            | 73,402            | 1,603              | 2.2                  |

(単位：億円、%)

| 項目           | 平成29年度<br>計画額 (A) | 平成28年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|--------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 三 臨時財政対策債    | 40,452            | 37,880            | 2,572              | 6.8                  |
| 四 退職手当債      | 800               | 800               | 0                  | 0.0                  |
| 五 国の予算等貸付金債  | ( 266)            | ( 302)            | (△ 36)             | (△ 11.9)             |
| 総 計          | ( 266)            | ( 302)            | (△ 36)             | (△ 11.9)             |
| 内 普通会計分      | 91,907            | 88,607            | 3,300              | 3.7                  |
| 内 公営企業会計等分   | 24,350            | 23,475            | 875                | 3.7                  |
| 資金区分         |                   |                   |                    |                      |
| 公 的 資 金      | 46,609            | 46,115            | 494                | 1.1                  |
| 財 政 融 資 資 金  | 28,545            | 28,076            | 469                | 1.7                  |
| 地方公共団体金融機構資金 | 18,064            | 18,039            | 25                 | 0.1                  |
| (国の予算等貸付金)   | ( 266)            | ( 302)            | (△ 36)             | (△ 11.9)             |
| 民 間 等 資 金    | 69,648            | 65,967            | 3,681              | 5.6                  |
| 市 場 公 募      | 38,200            | 36,900            | 1,300              | 3.5                  |
| 銀 行 等 引 受    | 31,448            | 29,067            | 2,381              | 8.2                  |

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として 95 億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成 28 年度計画額は、公共施設適正化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

Ⅲ 地方債資金の確保

平成二十九年地方債計画の資金の構成は、表2、表3のとおりとなっている。

通常収支分の公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）については、前年度と同程度の割合が確保され、所要額として、四兆六、六〇九億円（前年度比四九四億円、一・一％増、構成比四〇・一％）が確保されている。

また、東日本大震災分については、関連する事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が公的資金で確保されている。

一方、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされている。

Ⅳ 地方公営企業の改革に向けた取り組みについて

公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、

表3

平成29年度地方債計画  
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

| 項 目       |              | 平成29年度<br>計画額 (A) | 平成28年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|-----------|--------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 一般会計債     |              |                   |                   |                    |                      |
|           | 公営住宅建設事業     | 158               | 323               | △ 165              | △ 51.1               |
|           | 災害復旧事業       | 18                | 18                | 0                  | 0.0                  |
|           | 一般単独事業       | 3                 | 8                 | △ 5                | △ 62.5               |
| 公営企業債     |              |                   |                   |                    |                      |
|           | 水道事業         | 0                 | 1                 | △ 1                | △ 100.0              |
|           | 市場事業・と畜場事業   | 1                 | 4                 | △ 3                | △ 75.0               |
|           | 下水道事業        | 8                 | 22                | △ 14               | △ 63.6               |
| 被災施設借換債   |              | 0                 | 4                 | △ 4                | △ 100.0              |
| 国の予算等貸付金債 |              | ( 5)              | ( 15)             | (△ 10)             | (△ 66.7)             |
| 総 計       |              | ( 5)              | ( 15)             | (△ 10)             | (△ 66.7)             |
|           |              | 188               | 380               | △ 192              | △ 50.5               |
| 内 訳       | 普通会計分        | 161               | 331               | △ 170              | △ 51.4               |
|           | 公営企業会計等分     | 27                | 49                | △ 22               | △ 44.9               |
| 資金区分      | 公 的 資 金      |                   |                   |                    |                      |
|           | 財政融資資金       | 135               | 259               | △ 124              | △ 47.9               |
|           | 地方公共団体金融機構資金 | 53                | 121               | △ 68               | △ 56.2               |
|           | (国の予算等貸付金)   | ( 5)              | ( 15)             | (△ 10)             | (△ 66.7)             |

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の ( ) 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

不断の経営健全化に取り組みることが必要である。  
 このような状況の中、総務省は、「経営状況の把握と管理」については「公営企業会計の適用」を、「経営改革」については中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。

### 1 公営企業会計の適用の推進

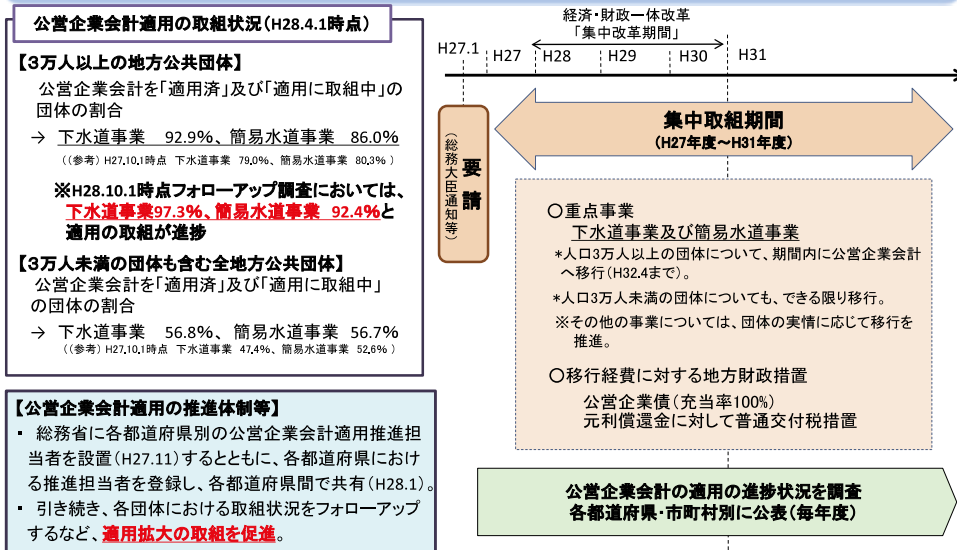
#### 適用の推進

平成二十七年一月二十七日に総務大臣通知、自治財政局長通知が発出され、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等をよりの確に行うためには、公営企業会計を適用し、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要であるとされている。  
 (資料1)  
 具体的には、  
 ○平成二十七年

#### 資料1

### 公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の**経営基盤の強化**や**財政マネジメントの向上**等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、**経営・資産等の状況の正確な把握**、**弾力的な経営**等を実現することが必要。



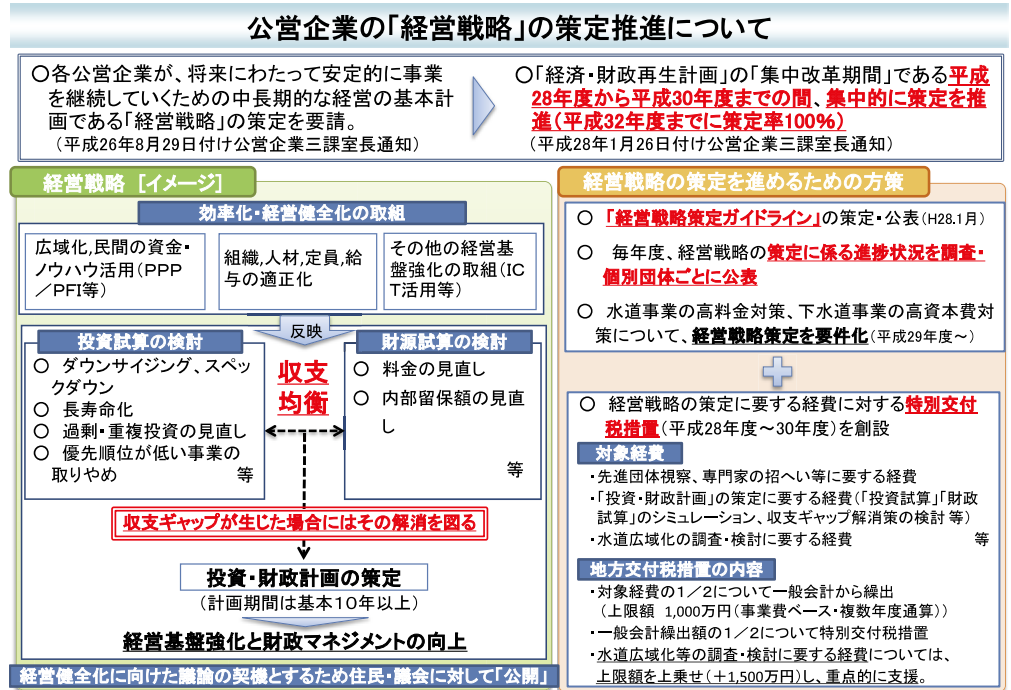
から平成三十一年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする  
 ○下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け  
 ・都道府県及び人口三万人以上の市町村等については、公共下

水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口三万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要  
 ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい  
 などとされている。  
 各市町村におかれては、総務省が策定・公表している「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」や、公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するために措置されている公営企業債(平成二十七年年度～平成三十一年年度)等を適切に活用しながら、公営企業会計の適用が円滑に実施できるよう、着実な取り組みをお願いしたい。

### 2 「経営戦略」の策定

平成二十六年八月二十九日、平成二十八年一月二十六日に公営企業三課室長通知が発出され、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請されている。(資料2)  
 具体的には、  
 ○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成二十八年度

資料2



から平成三十年年度までの間、集中的に策定を推進し、平成三十二年までに策定率一〇〇%を目指す

○水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成二十九年

度の発行に当たっては、当該年度の地方債計画の内容に十分ご留意いただきたい。また、将来にわたる地方債の発行計画や償還計画等により、総合的な地方債の管理に努めつつ、地方債を効果的に活用することにより、地方創生に関する取り組みや、公共施設の適正

各市町村におかれては、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、地方

V  
おわりに

などとされている。各市町村におかれては、総務省が策定・公表している「経営戦略策定ガイドライン」や、経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成二十八年度～平成三十年度)等を適切に活用しながら、実効性のある「経営戦略」が策定できるよう、着実な取り組みをお願いしたい。

管理等の着実な推進をお願いしたい。なお、平成二十九年度の各事業債の詳細な取扱い等、具体的な起債事務については、総務省が告示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適切な事務処理をお願いしたい。



(参考)

平成29年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

| 項 目             | 平成29年度<br>計画額 (A) | 平成28年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|-----------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 一 一般会計債         |                   |                   |                    |                      |
| 1 公共事業等         | 16,443            | 16,601            | △ 158              | △ 1.0                |
| 2 公営住宅建設事業      | 1,288             | 1,464             | △ 176              | △ 12.0               |
| 3 災害復旧事業        | 891               | 729               | 162                | 22.2                 |
| 4 教育・福祉施設等整備事業  | 3,391             | 3,395             | △ 4                | △ 0.1                |
| (1) 学校教育施設等     | 1,245             | 1,248             | △ 3                | △ 0.2                |
| (2) 社会福祉施設      | 383               | 381               | 2                  | 0.5                  |
| (3) 一般廃棄物処理     | 656               | 657               | △ 1                | △ 0.2                |
| (4) 一般補助施設等     | 567               | 569               | △ 2                | △ 0.4                |
| (5) 施設(一般財源化分)  | 540               | 540               | 0                  | 0.0                  |
| 5 一般単独事業        | 21,930            | 21,482            | 448                | 2.1                  |
| (1) 一般          | 2,798             | 4,370             | △ 1,572            | △ 36.0               |
| (2) 地域活性化       | 690               | 690               | 0                  | 0.0                  |
| (3) 防災対策        | 871               | 871               | 0                  | 0.0                  |
| (4) 地方道路等       | 3,221             | 3,221             | 0                  | 0.0                  |
| (5) 旧合併特例       | 6,200             | 6,200             | 0                  | 0.0                  |
| (6) 緊急防災・減災     | 5,000             | 5,000             | 0                  | 0.0                  |
| (7) 公共施設等適正管理   | 3,150             | 1,130             | 2,020              | 178.8                |
| 6 辺地及び過疎対策事業    | 4,975             | 4,665             | 310                | 6.6                  |
| (1) 辺地対策        | 475               | 465               | 10                 | 2.2                  |
| (2) 過疎対策        | 4,500             | 4,200             | 300                | 7.1                  |
| 7 公共用地先行取得等事業   | 345               | 345               | 0                  | 0.0                  |
| 8 行政改革推進        | 700               | 700               | 0                  | 0.0                  |
| 9 調 整           | 100               | 100               | 0                  | 0.0                  |
| 計               | 50,063            | 49,481            | 582                | 1.2                  |
| 二 公営企業債         |                   |                   |                    |                      |
| 1 水道事業          | 5,043             | 4,474             | 569                | 12.7                 |
| 2 工業用水道事業       | 247               | 222               | 25                 | 11.3                 |
| 3 交通事業          | 1,611             | 1,654             | △ 43               | △ 2.6                |
| 4 電気事業・ガス事業     | 202               | 178               | 24                 | 13.5                 |
| 5 港湾整備事業        | 509               | 461               | 48                 | 10.4                 |
| 6 病院事業・介護サービス事業 | 4,614             | 4,434             | 180                | 4.1                  |
| 7 市場事業・と畜場事業    | 236               | 462               | △ 226              | △ 48.9               |
| 8 地域開発事業        | 622               | 699               | △ 77               | △ 11.0               |
| 9 下水道事業         | 11,912            | 11,619            | 293                | 2.5                  |
| 10 観光その他事業      | 134               | 94                | 40                 | 42.6                 |
| 計               | 25,130            | 24,297            | 833                | 3.4                  |
| 合 計             | 75,193            | 73,778            | 1,415              | 1.9                  |

(単位：億円、%)

| 項目                      | 平成29年度<br>計画額 (A) | 平成28年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 三 被 災 施 設 借 換 債         | 0                 | 4                 | △ 4                | △ 100.0              |
| 四 臨 時 財 政 対 策 債         | 40,452            | 37,880            | 2,572              | 6.8                  |
| 五 退 職 手 当 債             | 800               | 800               | 0                  | 0.0                  |
| 六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債     | ( 271)            | ( 317)            | (△ 46)             | (△ 14.5)             |
| 総 計                     | 116,445           | 112,462           | 3,983              | 3.5                  |
| 内 普 通 会 計 分             | 92,068            | 88,938            | 3,130              | 3.5                  |
| 内 公 営 企 業 会 計 等 分       | 24,377            | 23,524            | 853                | 3.6                  |
| 資 金 区 分                 |                   |                   |                    |                      |
| 公 的 資 金                 | 46,797            | 46,495            | 302                | 0.6                  |
| 財 政 融 資 資 金             | 28,680            | 28,335            | 345                | 1.2                  |
| 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 | 18,117            | 18,160            | △ 43               | △ 0.2                |
| ( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )     | ( 271)            | ( 317)            | (△ 46)             | (△ 14.5)             |
| 民 間 等 資 金               | 69,648            | 65,967            | 3,681              | 5.6                  |
| 市 場 公 募                 | 38,200            | 36,900            | 1,300              | 3.5                  |
| 銀 行 等 引 受               | 31,448            | 29,067            | 2,381              | 8.2                  |

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特別債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として 95 億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成 28 年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の ( ) 書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成二十九年 度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 美 吉 克 春

## はじめに

平成二十九年 度の税制改正は、平成二十八年十二月八日に与党において、平成二十九年 度税制改正大綱（以下「与党大綱」という。）がとりまとめられ、同二十二日に政府において「平成二十九年 度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

この与党大綱では、これまでの取組により、雇用・所得環境は改善されてきているものの、個人消費や設備投資は力強さを欠く状況にあるとして、我が国経済の更なる成長力の底上げのため、「一億総活躍社会」を目指し、多様な働き方が可能となる第一弾として、就業調整を意識しなくて済むように配偶者控除等が見直されるとともに、経済の「好循環」・「地方創生」の強化に向けて、地域中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が決定されました。

なお、消費税率の引上げ延期に伴い「地方法人課税の是正」や「環境性能割の創設」などの規定については、同税率引上げまで適用が先送りされておりますので御留意ください。

さて、このような状況の中、平成二十九年 度税制改正が行われたところですが、以下市町村税に関する主な改正点を御説明します。

## 1 個人住民税関係

（1）配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成三十一年 度）

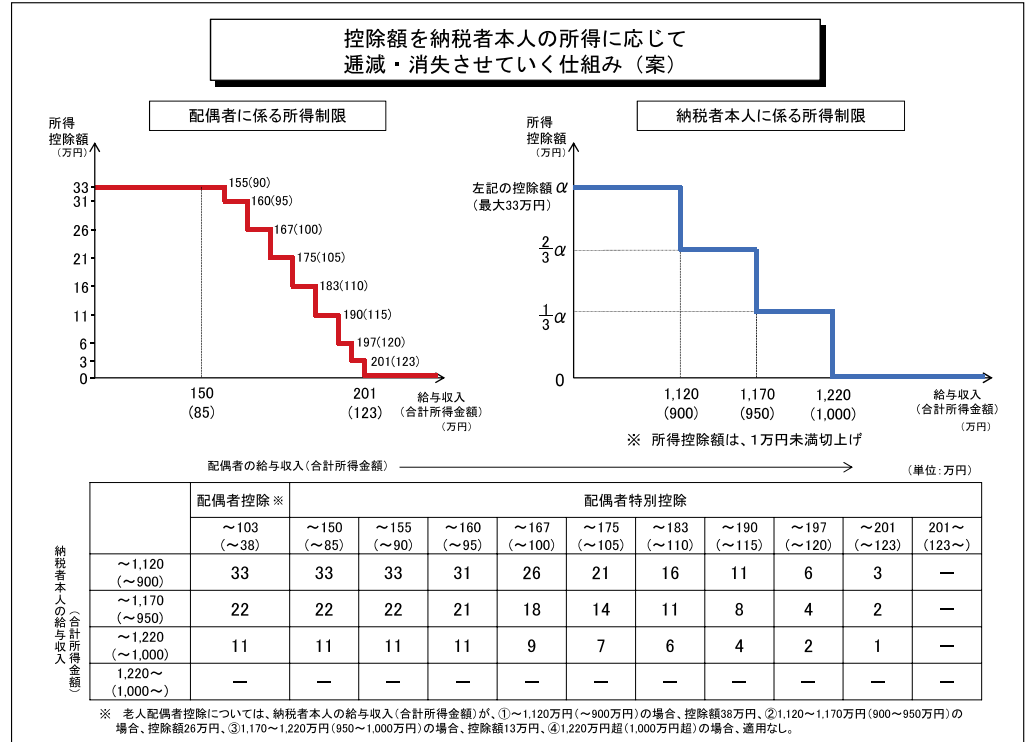
個人所得課税については、派遣社員 の増加など、社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、少子化対策の観点からも、この若者世代に対する、総合的な取組が不可欠として、平成二十七年 度税制改正で、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き

方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討するとされておりました。

その後の税制調査会などの検討を経て、二十九年 度改正では、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するとして、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行い、女性が就業調整を意識せずに働けるよう改正がされております。

具体的には、配偶者特別控除を受けることができる配偶者の所得について、所得控除額三十三万円の対象となる配偶者の合計所得金額を四十五万円未満から九十万円以下に引き上げるとともに、税負担の公平性等の観点から、合計所得金額が九百万円を超える所得割納税義務者に係る配偶者控除等について、逡減・消失する仕組みが創設され、また、同所得金額が一千万円を超える同義務者には配偶者控除等が適用さ

表 1



れないことになりす。  
 なお、この改正による個人住民税の減額分については、全額国費で補填されます。

(表1)

るため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めるところを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検

(2) 森林吸収源対策に係る地方財源確保の検討

今後の検討事項とされてきました。「森林吸収源対策に係る地方財源の確保」について、今回の改正において一定の方向性が示されました。この中で個人住民税均等割の活用を含め検討するとの説明がありましたので、この項で御報告いたします。

与党大綱では、森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、市町村が主体となって実施する事業等の財源に充

討し、平成三十年税制改正において結論を得るとされておりす。

今後、政府税制調査会などで、市町村が行う森林整備・間伐等の事業の明確化をした上で、その財源に充てられる新税の徴税の仕組みが議論されるわけですが、去る一月二十三日に開催された総務省主催の会議では、現段階では、国税として一旦プールし、全額地方に譲与する仕組みとし、森林整備等の財源が不足していることに鑑み、現在三十七府県が課税している森林整備のための目的税と並立させていくとの説明がありましたので、これからの議論に注視をお願いします。

(表2)

## 2 車体課税関係

グリーン化特例(軽課)の見直し

グリーン化特例を含む車体課税については、平成二十八年度与党税制改正大綱において、消費税率一〇%引上げ時に抜本的に見直すこととされておりました。

前述のとおり、同税率引上げ延期に伴い環境性能割の導入等も延期されたことから、抜本的な改革については見

表 2

| 平成29年度税制改正大綱（森林吸収源対策関係部分抜粋）  |  |
|--|--|
| 平成28年12月8日<br>自由民主党<br>公明党   |  |
| 第一 平成29年度税制改正の基本的考え方   |  |
| 6 森林吸収源対策  |  |
| 2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。  |  |
| (1) エネルギー起源CO2の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用を促すため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。  |  |
| (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。 |  |
| このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められるながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。   |  |
| ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化   |  |
| ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施   |  |
| ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行   |  |
| ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化  |  |
| ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援  |  |
| このような施策を講ずることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要となる財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。  |  |

送られておりますが、企業の開発努力を促し、より燃費性能の優れた自動車の普及を目指すこととして、自動車取得税におけるエコカー減税及び自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しが行われております。

軽自動車においては、燃費達成基準が見直され、対象となる絞り込みを行った上で、二年間の延長がされております。

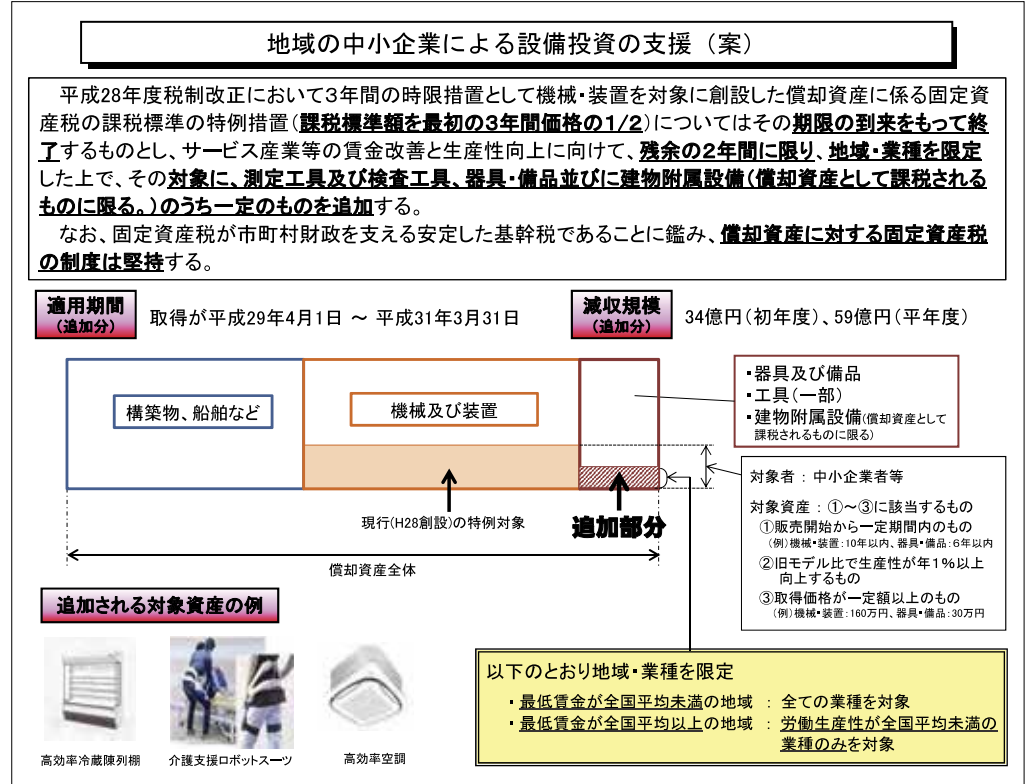
3 固定資産税関係  
（1）地域の中小企業による設備投資の支援措置の拡充

平成二十八年度税制改正で、地域の

表 3

| 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し（案）   |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
|---|-----------|-----|---|-----------|----------------|-----------|----------------|--|--|-----|---|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 【現行】  |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 取得期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日<br>軽課年度：平成29年度（取得の翌年度分のみ）   |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| ＜自動車税＞  |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車<br/>燃料電池車<br/>プラグインハイブリッド車<br/>天然ガス自動車<br/>クリーンディーゼル乗用車</td> <td>75%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td rowspan="2">50%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+20%達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。</p> | 区分        | 軽減率 | 電気自動車<br>燃料電池車<br>プラグインハイブリッド車<br>天然ガス自動車<br>クリーンディーゼル乗用車 | 75%<br>軽減 | 2020年度基準+10%達成 | 50%<br>軽減 | 2015年度基準+20%達成 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車<br/>燃料電池車<br/>プラグインハイブリッド車<br/>天然ガス自動車<br/>クリーンディーゼル乗用車</td> <td>75%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td rowspan="2">50%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。</p> | 区分   | 軽減率 | 電気自動車<br>燃料電池車<br>プラグインハイブリッド車<br>天然ガス自動車<br>クリーンディーゼル乗用車 | 75%<br>軽減        | 2020年度基準+30%達成 | 50%<br>軽減      | 2020年度基準+10%達成 |                |           |
| 区分  | 軽減率       |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 電気自動車<br>燃料電池車<br>プラグインハイブリッド車<br>天然ガス自動車<br>クリーンディーゼル乗用車   | 75%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準+10%達成  | 50%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2015年度基準+20%達成  |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 区分  | 軽減率       |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 電気自動車<br>燃料電池車<br>プラグインハイブリッド車<br>天然ガス自動車<br>クリーンディーゼル乗用車   | 75%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準+30%達成  | 50%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準+10%達成  |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| ＜軽自動車税＞   |           |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車<br/>天然ガス自動車</td> <td>75%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+20%達成</td> <td>50%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準達成</td> <td>25%<br/>軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。</p>   | 区分        | 軽減率 | 電気自動車<br>天然ガス自動車  | 75%<br>軽減 | 2020年度基準+20%達成 | 50%<br>軽減 | 2020年度基準達成     | 25%<br>軽減  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車<br/>天然ガス自動車</td> <td>75%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>50%<br/>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>25%<br/>軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。</p> | 区分  | 軽減率   | 電気自動車<br>天然ガス自動車 | 75%<br>軽減      | 2020年度基準+30%達成 | 50%<br>軽減      | 2020年度基準+10%達成 | 25%<br>軽減 |
| 区分  | 軽減率       |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 電気自動車<br>天然ガス自動車  | 75%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準+20%達成  | 50%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準達成  | 25%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 区分  | 軽減率       |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 電気自動車<br>天然ガス自動車  | 75%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準+30%達成  | 50%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |
| 2020年度基準+10%達成  | 25%<br>軽減 |     |   |           |                |           |                |  |  |     |   |                  |                |                |                |                |           |

表 4



中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業等経営強化法の施行の日（平成二十八年七月一日）から平成三十一年三月三十一日までの間に、中小企業者等が同法に規定された経営力向上計画に記載された経営力向

す。のうちの一定のものが追加されております。

による設備投資の促進を図るとして、措置対象に測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）

上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合には、その固定資産税について、課税標準を最初の3年間に

ついて価格の二分の一とする特例措置が設けられております。

二十九年度改正では、固定資産税の市町村における重要性に鑑み、前述の特例は期限の到来をもって終了すると明確に規定した上で、残余期間について、

地域の中小企業

（表4）

（2）保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置

待機児童等の問題を解消し、子育て支援に資するとして、次のとおり課税

なお、追加される特例措置については、最低賃金により、都道府県ごとに対象となる業種が限定されております。

※①中小企業者等

- ・ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人の場合は、常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以下の個人

※②一定の機械及び装置（次のいずれにも該当するもの）

- ・ 販売開始から一定期間以内のもの
- （例）機械・装置 一〇年以内
- 器具・備品 六年以内
- ・ 旧モデル比で生産性が年1%以上向上
- ・ 取得価額が一定以上のもの
- （例）機械・装置 一六〇万円
- 器具・備品 三〇万円

標準の特例（わがまち特例）が導入されております。

なお、この特例割合については、市町村の条例で定めるとされていることから、参酌基準と同じとする場合も条例に制定が必要となりますので御留意ください。

① 企業主導型保育事業に係る特例措置の創設

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで子ども・子育て支援法に基づく政府の補助（企業主導型保育事業運営費補助）を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の五年間、価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとなります。（ただし、大臣配分等となる償却資産については、価格の二分の一）

② 事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充（平成三十年課税）  
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事

業又は事業所内保育事業（定員五人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、現行の二分の一から、価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定め

る割合を乗じて得た額とすると見直しが行われております。（ただし、大臣配分等となる償却資産については、価格の二分の一）  
（表5）  
（3）災害に関する税制上の措置の常設化

表 5

| 保育の受け皿整備の促進のための税制上の所要の措置（案）  |   |
|--|---|
| <p><b>1. 企業主導型保育事業に係る特例措置の創設</b></p> <p>○ 固定資産税、都市計画税<br/>【対象資産】<br/>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産</p> <p>【特例割合】<br/>課税標準：最初の5年間価格の2分の1を参酌して三分の1以上三分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。</p>  | <p>○ 事業所税<br/>【対象事業】<br/>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業</p> <p>【特例割合】<br/>課税標準：事業所床面積及び従業者給与総額からそれぞれ4分の3に相当する面積及び金額を控除する。</p>  |
| <p><b>2. 事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充</b></p> <p>○ 固定資産税、都市計画税<br/>【対象資産】<br/>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）</p> <p>【特例割合】<br/>&lt;現行&gt;<br/>課税標準：価格の1/2</p> <p>&lt;改正後&gt;<br/>課税標準：価格の2分の1を参酌して三分の1以上三分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。<br/>※平成30年度以後の課税から適用</p> | <p>○ 不動産取得税<br/>【対象資産】<br/>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）</p> <p>【特例割合】<br/>&lt;現行&gt;<br/>課税標準：価格の1/2を価格から控除</p> <p>&lt;改正後&gt;<br/>課税標準：価格の2分の1を参酌して三分の1以上三分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除した額とする。<br/>※平成25年度以後の取得から適用</p> |

大規模災害等が起こった場合、これまで個別法で特例を定めていきましたが、近年災害等が頻発していることもあり、軽減措置が常設化されております。

①被災代替家屋の特例  
被災者生活再建支援法の適用となる市町村において、災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税を四年度分二分の一とする措置が講じられます。

②被災代替償却資産の特例  
被災者生活再建支援法の適用となる市町村において、災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税を4年度分二分の一とする措置が講じられます。

③被災住宅用地特例の拡充  
被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用が4年度分に拡充されます。

※被災住宅用地特例  
震災等により家屋が滅失又は倒壊し、住宅用地として使用できないと市町村長が認める場合は、従前の小規模住宅特例などの住宅用地特例の適用が2年間受けられる。

※被災市街地復興推進地域  
大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定められたもの。

表 6

災害に関する税制上の措置（固定資産税・都市計画税）（案）

○ 固定資産税・都市計画税について、以下の軽減措置を常設化する。

|              | 現行                | 内 容  |
|--------------|-------------------|--|
| ①被災代替家屋の特例   | なし<br>※ 災害時に個別に措置 | 災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。 |
| ②被災代替償却資産の特例 | なし<br>※ 災害時に個別に措置 | 災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税を4年度分1/2とする。   |
| ③被災住宅用地特例の拡充 | 本則2年              | 被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充する。                      |

※ ①②については、被災者生活再建支援法の対象となる市町村に適用。  
③については、災害を限らず適用。ただし、被災市街地復興推進地域については、2年度分を4年度分に拡充。  
（被災市街地復興推進地域は、大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定めるもの。）  
※ 上記のほか、所得税及び法人税において講じられる措置に対応し、個人住民税及び地方法人二税について所要の措置を講ずる。

なお、災害関係税制については、国税である所得税及び法人税において講じられる措置に対応し、個人住民税及び地方法人二税についても改正がなされております。（表6）

4 その他

（1） 地方税犯則調査手続の見直し  
現行の地方税の犯則調査手続については、各税目ごとに規定をにおいて、基本的には国税犯則取締法を準用する取扱いになっております。

今回、経済のIT化等に対応するため国税犯則調査手続が改正され、国税通則法に統合されたのを受けて地方税においても同様の改正がなされます。  
主な改正点としては、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法強制調査の夜間執行制限の緩和などが整備されております。  
また、軽自動車税、都市計画税な



どは犯則調査の対象となっておりませんでしたが、地方税法総則に犯則調査の規定が移動されたことにより全税目が対象となります。

(2) J R二島特例等の延長

固定資産税及び都市計画税に係るJ R二島会社（J R北海道、四国）の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置並びにJ R二島会社及びJ R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置が五年延長されております。

むすびに

今年度改正は、消費税率の引上げが平成三十一年十月一日まで延期されたことにより、大幅な改正等も先送りされた感があります。

このような状況の中、「一億総活躍社会」を目指し、個人所得課税改革が開始されました。

この個人所得課税については、税負担の公平性の観点から、あらゆる角度からその控除方法を検討していくとさ  
れており、市町村の基幹税である個人市町村民税も所得課税の一つとなるこ

とからその動向を注視する必要があると  
ます。

また、その他の検討事項として、県税ではありますが、地方消費税の清算基準の見直し、法人事業税の収入金額課税、ゴルフ場利用税が項目として上がっております。

法人事業税については、消費税率引上げ後となりますが、いずれも交付金として市町村に配分され、市町村財政に影響を与えるものとなりますので、こちらについても注視をお願いします。

一方、交付税関係では、基準財政収入額算定において用いられる捕捉徴収率について、個人市町村民税、固定資産税とも〇・一%の引上げがされていきます。

税に対する住民の意識も高まり、取りまく環境は日々厳しさを増すばかりでありますが、適正な税務行政による税負担の公平性の確保は、市町村行政に対する住民の信頼へとつながることから、より一層の適正な課税・徴収に努めていただくようお願いいたします。

# 「阿波の自治」九十号の発刊に寄せて

「阿波の自治」発刊当時の徳島県地方課長

石橋孝雄

## はじめに

三月のある日突然思いがけず、徳島県人事委員会事務局長の小笠原章さんより電話をいただき、久しぶりになつかしい元気な声をお聞きし、うれしくて気持ちがはずみました。

その話の中で私が地方課長として在職していた三年六ヶ月の間に始めた「市町村派遣職員事後研修会」、地方課OB職員と現職との交流会「地方課クラブ」、そして創刊に携わった「阿波の自治」の発刊、これらいずれもが現在も続けられており、市町村課の宝物となっていると伺いました。思い起こせば、始めたのはいずれも三十五年程も前であり、長い間よく続けられていることに驚きと感動を致しました。

そして、ついでには「阿波の自治」が六月下旬に九十号を発刊することになるので、小笠原さんが市町村振興協会から、私へ原稿の寄稿を依頼してほしいと頼まれたので引き受けてやって下さいと

いうことでした。私は年齢が「喜寿」も過ぎ、仕事を離れて毎日が日曜日になってまもなく十年近くになり、その間原稿を執筆することも全くなく、寄稿するような地方自治に対する知見もなくなっているので辞退したのですが、記念すべき九十号であるので、創刊者として内容は自由に執筆してやってほしいということで、断り切れず引き受けた次第です。

## 「阿波の自治」創刊の思い出

市町村振興協会より寄稿依頼の文書と合わせて直前に発刊された八十七号、八十八号、八十九号を送っていただきました。久しぶりに「阿波の自治」を拝見して創刊に携わった者として、三十四年前に産まれた子供が、あまりにも立派に成長した姿を見る思いで感激しました。

そして、これまで極めて多忙な仕事を処理されている中で毎号編集から発行まで御尽力いただい

た歴代の地方課、市町村課、市町村振興協会の担当された皆様方の御労苦に対し深く敬意と感謝を致します。

思い起こせば、昭和五十七年頃から県と市町村、市町村相互間の情報交換を図る機関誌が必要であるという意見がまとまり、当時の地方課振興係が担当して準備を始めました。

財源は県市町村振興協会が運用している基金の果実の一部を充たせていただくこととし、当時、他の都道府県で既に発刊されていた「北海道自



思い出の一枚

地方課親睦会小豆島観光(S55.11) 筆者前列右から3番目

治」、「埼玉自治」、「信州自治」等を参考に構想をまとめました。

機関誌名は、当時の地方課職員全員の投票で「阿波の自治」に決めました。一般的には「徳島自治」、「自治徳島」というネーミングが考えられましたが、既に徳島県自治労の機関誌が「徳島自治」でしたので、「阿波の自治」に落ち着きましたが、結果的に平凡でなく、何となく味のある親しみやすい名前が良かったと自画自賛しています。

準備期間に一年近く要しましたが、何しろ多忙な仕事の合間に片手間で準備をせざるを得ませんでした。特に私も課長として創刊号の原稿を割当てられました。執筆の時間が取れず締切りに大幅に遅れ、担当者から何回も厳しい督促を受け、必死で書いたことを昨日のことに思い出します。

したがって、その後私が自治省へ戻る昭和五十九年三月までに三号を発刊しましたが、担当していた振興係の御苦労を見てると十号まで続けばその後の継続が出来るのではないかと、まず十号まで発刊が続くことを念じて徳島県を離れました。

その後、十号を昭和六十年十二月に送付いただいた時、これで「阿波の自治」も永く発刊されると安心して、大変うれしく思ったものでした。

それが遂に九十号が発刊されることになり現在では徳島県の地方自治関係の情報誌としてすっかり定着し、その役割を十分に果たしていることと思います。

どうか次は、百号、百五十号へと「阿波の自治」が着実に益々充実して発刊されることを祈念し、担当者の方々の御尽力を心からお願い申し上げます。

## 老人の夢

仕事から解放された日々を過ごす上で大切なことは、何よりも健康第一です。

私は毎朝テレビ体操と一日八千歩のウォーキングに努めています。したがって、いつも積極的に外出することが大切になります。

そのための生活の基本として「キョウヨウ」と「キョウイク」を高めるよう心がけています。高齢で今更「教養」と「教育」を高める必要がないのではと思われるかもしれませんが、その教養と教育ではありません。「キョウヨウ」は今日用事がある。「キョウイク」は今日行くところがあるというものです。

私はこの「キョウヨウ」と「キョウイク」を積極的に高めるために、いきがいの大学、シニア大学、ねりん大学等の高齢者学習講座、歌謡教室、カラオケクラブ、男の料理教室、読書会、川柳教室等に参加しています。このように幅広くいろいろ活動していると忙しくなります。この状況を川柳に詠むと「ひまつぶし真面目にやると超多忙」となります。



また、これらの会に参加している人は、高齢でも元気な人はとても元気です。また鍛えている人は、体の動きが速く表情も違っし、頭もさえています。

県や市町村における高齢者対策は、医療、介護等の福祉の面が重点になりますが、元気で積極的に社会参加したい高齢者がたくさんいますので、それらの人を対象にした場を作ることにも取り組んでいきたいと思っています。

私の人生の生きがい、楽しみは、ゴルフとカラオケです。

まずゴルフは年間三十ラウンド程度プレーしており、仲間内では取り敢えず東京オリンピックまでは頑張ろうというのが目標になっています。私は何とかあと十年やるのが夢です。

一方、カラオケは、クラブの例会に参加し、歌謡教室で個人レッスンを受け、更にカラオケボックスで、一人カラオケを楽しんでいます。

そして最近では舞台上に立って歌うのが楽しみになって来ました。舞台上で歌うとわくわくどきどき緊張しますが、自分が今生きていることが実感出来るのがすばらしいことです。

いつの日かNHKのご自慢に出場し、合格の鐘を鳴らすのが大きな夢です。

指導を受けている歌謡教室の先生から左のような小唄を教えてくださいました。

五十、六十 花ならつばみ  
七十、八十 花ざかり

九十になって迎えが来たら

百まで待てと追い返す

この小唄のような心意気を持って、夢に向かって精進していききたいと思っています。



徳島自動車道 藍住IC



高松自動車道 板野IC

# 徳島版地方創生活特区

## 「新南海道再興戦略特区」

板野町参事兼総務課長 七五三 政 信

### 蘇る南海道への道 じるべ

板野町は、太古からの歴史を有する町で、律令時代には「南海道」が通り、当時の役所「板野郡衙」が設置されていました。

また、徳島県の北部に位置する板野町は、大坂峠を経て、香川県と県境を接しています。藩政時代には、阿波国に五十六箇所ほどの番所が設置されており、その中の一つが、高松藩との国境警備を果たすため設けられていた「大坂口御番所」です。現在も当時の役人が住んでいた住居跡が残っています。

また、昭和五十年代前半頃までは、撫養街道を中心に商店等も建ち並び、板野郡の中心的な役割の町として、交通の要衝として繁栄してきました。現在は、高松自動車道の板野IC、

徳島自動車道の藍住IC間が県道徳島・引田線により直線距離で三・八kmで結ばれており、今日の車社会において、本町の特性である高速道路網を活かした交通の利便性に恵まれた「南海道」が蘇っています。

このように本町が活性化していくプロセスには、「道」というスキームは非常に重要です。新しいコンセプトの「道」として『リアルな道』、ICT産業の発展に不可欠な町内に張り巡らされた光ファイバーを利用した『光の道』の力テゴリーのもと、古代の官道「南海道」の結節点が板野町であることを踏まえ、古代南海道を蘇らせる『いたの再興(最高)新南海道戦略』を策定しました。本町では、企業や地域住民など多様な主体との連携のもと、徳島ならではの地域資源を活用して、地域経済の

活性化や雇用の創出、移住の促進など、市町村が地域課題の解決や持続可能なまちづくりを実現するために、徳島県と連携し、「徳島版地方創生活特区第一号」の認定事業としての取り組みを進めています。

### 未来志向型「道の駅」

総合戦略の重点的推進テーマのひとつである『リアルな道』としては、水素ステーションなどを備えた未来志向型の「道の駅」の整備を掲げています。

「道の駅」は、従来、ドライバーのトイレや休憩施設が主でしたが、地域全体で支え合うシステムの構築が必要であるため、本町の基幹産業である農業を活かし、地元でとれた新鮮な農産物を活かした産直市、物産センターや地元食材を活かした地産地消レストラン



「道の駅」施設整備計画ゾーニング図

## 地方創生の動き



彩りの館 外観

の併設を考えています。

また、町内には「あすたむらんど徳島」、「あせび温泉やすらぎの郷」、「四国八十八箇所霊場三番札所、四番札所、五番札所」及び徳島ヴォルティスの練習場である「徳島スポーツビレッジ」があり、年間約八十万人もの方々が利用しています。

「道の駅」は、町内の観光施設に訪れる方々の滞留施設としても利用ができるように整備したいと考えています。

また、「シームレスな道の駅」として、防災・減災対策で大規模な災害時における救護や支援、津波被害を受けない地域としての広域支援を行うことができる物資輸送体制、またエネルギー供給基地等の防災拠点基地として道の駅を核とした防災倉庫、ヘリポートの整備も予定しています。

この「道の駅」は、平成三十一年度末の完成を目指し、順次、事業を進めています。

### 地域活性化と雇用の創出

もうひとつのテーマである『光の道』としては、歴史と融合したサテライトオフィスやコールセンターの誘致を総合戦略の中に盛り込んでいました。

この度の特区認定事業により、国補

事業により整備した公共施設「彩りの館」が本来の事業目的である観光情報発信並びに催しのテーマセンターとしての役割が薄くなっていたため、利用目的を変更し、平成二十八年九月より



(株)テレコメディア 開所式



(株)テレコメディア 内部の様子

コールセンターの誘致を行い、公共施設の再活用を行いました。

コールセンターは、雇用の創出及び女性の働きやすい職場として、開設当初は、約五十名の地元雇用者の方が働いていましたが、現在は、七十名に増員したいとの申し出を受けています。

これにより、更なる地元雇用が見込めることから、本町の地域活性化につながるものと考えています。

総合戦略のもう一つの重点的な推進テーマとして、「子育て支援の充実」があります。

全国の自治体の子育て世代に対して定住、移住人口の増加を目指している中、本町では、保育料、幼稚園授業料の無償化や学校給食の半額補助などに取り組んでまいりました。

その成果として、未就学児を中心に子育て世代の出生率、転入者数が増加しており、十五年ぶりの人口の増加につながっています。

これからも徳島県と連携しながら、地方創生特区として認定されたモデルとなる先導的な事業を推進し、住み慣れた地域の中で、健やかに生きがいをもって生活できるまちづくりを進めたいと考えています。



阿波市新庁舎



ぶどう

# 研修の思い出

阿波市企画総務部秘書人事課課長補佐

藤原 一史

## はじめに

私が市町村課でお世話になったのは、平成十九年度ですので、はや十年が経ちました。

平成の大合併により、阿波市は、平成十七年四月一日に板野郡の吉野町と土成町、阿波郡の市場町と阿波町の四町が合併し誕生しました。

その時から私は、会計課で旧四町の微妙な事務処理方法等の違いなどに苦慮しながら、当時の光永収入役（この当時は会計管理者でなく収入役）のもと、仕事に励んでおりました。

光永収入役は、県の人事課にも在籍しておられた方なので、「藤原君、県の市町村課で研修を受けてみてはどうか。」と薦めていただき、私などが本当に県の研修生として一年間務まるのだからかと不安な気持ちを持ちつつ、しかし、このような有り難い機会はないだろうと、薦めていただいたお気持ちにも感謝し、お受けさせていただきました。初めて県庁に向いた日の事は、今

でも鮮明に思い起こせます。

市町村課のドアを息を止めて押し開き、自「紹介の際、「本日より研修生としてお世話になります阿波市より参りました藤原一史と申します。よろしくお願いたします。」と、声だけはひとときわ大きかったように思いますが、心はまったく萎縮して震えておりました。

## 前期・行政担当

前期は市町村課で行政担当の勉強をさせていただくことになりました。

当時の市町村課長は総務省から出向してきていた岡課長、行政担当は、大塚課長補佐、小原事務主任、玉岡事務主任、南里主事さん（総務省から出向）の四名（五月一日からは島尾課長補佐、大西事務主任、玉岡事務主任、佐伯主事）であり、向かい側の選挙担当には石井町の花本君が同じ研修生として、早速県知事選挙の電話にも淡々と対応していました。

仕事内容は、定員管理調査、住民基本台帳事務、議会日程調べ、行政担当者名簿作成等でしたが、平成十九年度は選挙の年であり、四月八日には早速県知事選挙があったため、市町村課のこの年の忙しさは尋常でなく、想像してもらえないと思えますが、初日から、訳のわからないまま電話を取ったりし、四月三日頃の夕方、ふと窓から見える万代町の景色をぼんやりと眺めながらたった三日しかたつてないのに、もう一年が過ぎたようだなあと感じたのを思い出します。

また、七月二十九日には、参議院議員通常選挙があり、投票率向上の一環

として、徳島駅前で、明るい選挙のキャラクター・めいすいくんの中に入って、ぎこちない動きをしたことも今では恥ずかしくも楽しい思い出です。

住民基本台帳事務は、それまでまったく携わったことがない事務であったため、住基年報の内容など、逆に市役所の同僚に教えてもらったりもしました。

それに、市町村からの質疑は待ったなしというか、急ぎの回答を求められることも多々あり、担当者の切羽詰まった様子から、早く回答をしてあげたい気持ちと、その回答をする責任の重さに随分プレッシャーを感じましたが、岡課長、行政担当の皆様のおかげで、何とか回答することができました。また、定員管理調査の市町村説明会が四月二十四日に早速あり、自分が十分解っていないのに、皆に説明をするというこの状況は、不安と恐怖そのものでした。

それと単純に困った思い出は、私が使わせてもらっていたパソコンは、前任者のすさまじい仕事ぶりの成果というか結果というか、ほとんど壊れた状態でした。そのためファンも上手く作動せず、うちわで扇ぎつつパソコンのご機嫌を伺いながらという状態で、行政担当者名簿作成中に、ほとんど出来上がったデータが飛んでしまった時には、本当に泣きたかったものです。そんなこんなで前期が終わりました。

## 後期・地方分権推進課

後期は地方分権推進課企画振興担当でお世話になりました。

研修生だより



あわみちゃん



土柱

当時の地方分権推進課長は吉田課長、

企画振興担当は、岡田課長補佐、中野係長（十一月から）、地面事務主任、高知県職員松井事務主任、岡崎技術主任、西森主事、青木主事さんの七名であり、仕事内容は主にコミュニケーション助成事業に関するものでした。ここで一番の思い出は、自治総合センターの相当偉い役職のお二人が、コミュニケーション助成事業で建設したコミュニケーションセンターや遊具等の視察に来られるというところで、地方分権推進課はもとより、南部・西部総合県民局の方々と綿密にルートの打ち合わせを行いました。そして、直前の休日には、花本君に頼み込んで（昼食付き）、タイムスケジュールどおりルートを回れるか、実際に自分の車で走ってみて確認をしました。そのかいもあってか、無事粗相もなく、視察が終わり、ほっとしたのを覚えています。

また、茨城県で行われた地域づくりの全国大会に参加させていただいたことも、大変勉強になった貴重な体験でした。

それと県の査定に臼杵係長と出席させて頂き、財政課の方と臼杵係長の熱いやり取りを横目で見ながら、私にも説明を求められた時、この一言で予算が通らなかつたらどうしようと冷や汗が止まりませんでした。

研修を終えて

このような一年間の研修を終えて、送別会を開いていた際に、岡市町村課長のおっしゃってくれた言葉は、「藤原君は、本当によく頑張ってくれ

たね。ありがとう。」

県の方々にご指導をいただきながら自分なりに一生懸命取り組んではみたものの、能力の低さに落ち込み、足をひっぱるばかりだったと思うのですが、最後まで見守ってもらい温かい言葉をかけてくれたことに感激し、必死にこらえてみたものの、涙があふれるのを止めることができなかつたのを今でも覚えています。

その後は市に帰って企画課に配属されました。後期で研修させていただいたコミュニケーション関連の経験が随分活かされました。後は、財政課・会計課等々を経て、現在は秘書人事課で頑張っております。

阿波市について

阿波市は、吉野川北岸に広がる平坦で肥沃な土地のため、レタスやトマト、ナス、エンドウなど、さまざまな野菜をはじめ、メロン・いちご・ぶどうなど、美味しい果物も多彩に実ります。国道318号線は、別名フルーツロードと呼ばれ、収穫時期には直売所がオープンするなど、にぎわいます。



いちご

市は、農業立市をスローガンに掲げ、野菜ソムリエやキッズ野菜ソムリエによる、地元農産物のPR・食育活動など、阿波市の農業の魅力の発信に努め

ています。

観光については、何といても、アメリカのロッキー山脈とイタリアのチロル地方と阿波市にしかない世界三大奇勝である「阿波の土柱」があるということです。国の天然記念物であり、今年三月には二〇二〇年の東京オリンピックに向けて、四国の魅力を発信するための、「四国八十八景」にも選定されています。

長い歳月をかけて土が雨水の浸食作用で削られ形づくられたもので、いくつもの土の柱がカーテンのひだのように連なって見える様子は、自然の大きな力を感じずにはいられません。また、ご覧になられていない方は、ぜひ一度、阿波市にお越しいただけたいと思います。

なすび

今回、「阿波の自治」に執筆をさせていただくことで、当時のことを改めて思い起こしますと、研修生としての一年間は、苦しくもあり楽しくもあり、また驚きもあつたの、私にとって本当に貴重なかけがえのない時間をいただいたと思います。

毎日、片道約四十五キロの距離を県庁まで事故もなく通勤できたものだと今になって思います。

当時の市町村課・地方分権推進課の職員の方々の皆、同期の研修生の皆さま、特に仲良く助け合い励ましあつた、三好市の山口君、石井町の花本君にも改めてお礼を申し上げたいと思います。

誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

# 研修の思い出



エキサイティング・サマー・イン・ワジキ



拝宮農村舞台

那賀町総務課係長

## 武内 一

### はじめに

人事担当として多忙な毎日を通り越して三月の日常に、市町村課藤坂さんからの「阿波の自治」執筆依頼の電話が、いつそう暗い影を落とし始めました。私のターンはもうちょっと後だろう、と常々考えていましたし、日常的に藤坂さんとは業務上のやり取りをしていました（たとえば県への研修生派遣のこととか！）ので、このタイミングでの「阿波の自治」はまったくの不意打ちでした。長年、総務課で地方債↓選挙事務↓交付税↓人事と担当してきた私にとって、市町村課からの依頼を拒否することなど不可能で、引き受けることとなりました。せめて冬の発行分であったらよかったのにな、と考えなかつたといえは嘘になります。そして想定どおり年度替わりの業務の最中に原稿など一ミリも書けるはず

なく、メ切を大幅に突破した状況で慌てて書くこととなっています。

### 県民局での思い出

那賀町は平成二十年度からほぼ毎年度、研修生を派遣しています。私が研修生として徳島県南部総合県民局企画振興部県南振興担当（この所属名を毎回、電話で名乗っていました。そういえば）でお世話になったのは、平成二十一年度でした。

当時、ちょうどNHKの朝ドラ「ウェルカム」の撮影が美波町では行われており、なんとなく町全体がにぎやかで、ざわざわした雰囲気だったような気がします。県南振興担当も、このドラマ撮影には大きくかかわっているようで、オフィスもなんだか非日常感が漂っており少し不安になりましたが、県南振興は二つのシマがあり、どうも私が配属されたシマは市町村の行財政事務支援等がメインという地味なほう（失礼）で、もう一方のシマがドラマやイベントなどのどちらかといえば華やかな業務のほうでしたので、個人的には少し安心しました。

研修生は二名いて、私が財政のメイン担当（と離島振興など）、もう一名の方が行政のメイン担当となり、前期と後期で交代はせず、お互いに助け合いながら業務を進めるような感じでした。私は派遣前も那賀町で地方債を担



高の瀬峡

当しており、従来の業務の延長のような感覚で、決算統計や地方債、地方交付税といった業務にあたることとなりました。

いちおう財政経験者で制度や事務の流れはある程度わかっていたこともあり、初歩でつまづくことはさすがになく（正直、ものすごく不安でしたが）、他市町の財政事情や財政計画、また細かい実務上のことまで、ヒアリングで各担当者の皆様から詳細にお聞きすることができ、また自分の誤った認識等に気づくこともでき、大変いい勉強になりました。また那賀町を含めた、各市町村からの質疑等に県の立場で回答をすることもたびたびあり、外から見た那賀町の姿も再認識できましたし、対外的な回答はともかくにもまずは法令根拠を抑えてから、といったようなことを意識して業務にあたることのできるようになりはじめたのも、この研修がきっかけだったと思います。

とはいうものの不慣れな県の事務プロセスなどに戸惑いも少なからずあり





木頭杉一本乗り



樹 氷

ましたが、当時の県南振興担当は犬伏係長をはじめ、荒井主任主事、相棒である美波町からの研修生、福岡さんといったメンバーが全員優秀な方であったため、私かわからないことは誰かが知っていて教えていただける、という最高の環境でした。

県南振興担当では月イチペースで飲み会を行い、楽しい時間を過ごさせていただきました。また県南という地の利を生かし、たまに帰宅前に釣りを楽しむこともできました。

もうひとつ経験させていただいた離島振興に関しては、海のない那賀町では絶対にありえない、また興味深い業務でした。そもそもそのような法律があることなど思いもしませんでした。阿南市の伊島と牟岐町の出羽島にも視察に行かせていただきました。はじめしてみる「島」の暮らしは、同じ県南でも山の中の那賀町とはずいぶん違うのだらうなと考えていましたが、実際に訪れたり、業務上でいろいろと調べることで、少子高齢化や防災対策、生活インフラの確保など、抱えている課題は、那賀町と似ていることが多いことを知りました。国土交通省での概算要求ヒアリングでは、大勢の国交省職員の方々の前で、説明をする機会をいただきました。とはいえもの現地に行ったのは一度ずつで、まさに付け焼刃のような知識のみが武器で、質問にも十分に回答することができませんで



大釜の滝

したが、何とか無事に終わることができました。今思えば、離島のプレゼンを山奥の人間が必死にやるというシニールな体験でした。研修を終えてから新聞やニュースで伊島や出羽島の話題を目にするたびに、この当時のことを思い出し、懐かしく感じます。

### 那賀町の取組み

少し紙面をお借りして那賀町が現在、力を入れていく取り組みを紹介します。那賀町ではドローンや地域おこし協力隊を活用した地域づくりにも取り組んでいます。地域おこし協力隊は現在総勢十数名を任命し、それぞれがドローン、ジビエ、特産品開発や新たな販路拡大、林業など個性豊かでユニークな活動をしています。

ドローン活用においては、徳島版「地方創生特区」の第一次指定を受け、「日本一ドローンが飛ぶ街に!!」を合言葉に、安全で安心なドローンの利活用によるまちおこしを推進しています。ドローン実証実験の取り組みを強化しながら日本全国に那賀町をPRするのが狙いで、「ドローン」という言葉が入った自治体の部署としては全国初の「ドローン推進室」を設置し、PRドラマを作成したり、基幹産業である林業への導入実験を行ったり、災害時における利活用の検討や、鳥獣害対策など、那賀町のみならず全国の自治体がかかえる地域課題を克服するための事業を展開していますので、こちらの取り組みにもご注目いただければと思います。またドローンレースなどのイベントも開催を予定していますので、このような機会にはぜひ那賀町にお越しください。

### 最後に

今回、半強制的に研修当時に振りかえることができ、結果的によい機会をいただいたと思っています。研修の一番の収穫は県南振興担当をはじめとした、南部総合県民局や市町村課、他市町の担当者の方々と知り合う機会をいただけたことだと思います。一年間、本当に貴重な経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。

# 「海外事例で学ぶ子育て支援の まちづくり」フィンランド のネウボラ」を受講して

鳴門市健康福祉部健康政策課

黒濱綾子

## はじめに

鳴門市は、妊娠・出産・子育て期の様々なニーズに対する総合的な相談や支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」鳴門市版ネウボラ」を平成二十七年十月に開設しました。開設から一年が経過し、新たな課題や、今後の推進体制を構築するきっかけになればと思います、平成二十八年十一月十六日から十一月十八日までの三日間、全国市町村国際文化研修所で行われた「海外事例で学ぶ子育て支援のまちづくり」フィンランドのネウボラ」の研修を受講しました。

## フィンランドの ネウボラについて

今回の研修では、フィンランドの歴史や政治的背景等も学びながら、ネウボラの発祥から国の施策として定着していった経過、福祉国家としてのフィンランドの総合的な子育て施策などについての講義がありました。

フィンランドのネウボラは、戦後、母子の栄養状態や衛生状態の改善を目的に、医師や看護師、保健師などの専門職が無料で相談できる機会をつくったことが始まりです。市民活動として始まったこの活動が、草の根運動として全国に広がり、定着していく一方、隣国ロシアやスウェーデンなどの政治的・文化的な影響を受け、多民族、多文化

共生への道を歩んできたフィンランドは、様々な考え方や価値観を受け入れながら、男女共同参画の意識や、自立した家族のあり方などにまで影響を及ぼしながら、ネウボラは国の施策として定着していったことを知りました。

母子保健の水準の向上を目的に、メディア的な助言が中心だったネウボラの支援は、現在、親になる準備や夫婦・親子などの関係性発達のサポートが中心となり、経済的状況や産後うつ等のメンタル的領域までも含んだサポートに変化しています。

こうして、時代の変化に伴って支援の内容は変化しているものの、草の根運動の頃からネウボラの根幹であった「周産期のリスク予防」を原点とした、「普遍的（すべての妊産婦及び子育て家庭を対象とした、無料でワンストップ）」で「連続した（切れ目ない）支援」は、現在も脈々と受け継がれており、ネウボラは「リスクの早期発見や早期支援」につながる大切な拠点となっています。

## 日本の子育て支援施策と ネウボラ

今、日本は、少子高齢化の波が押し寄せています。日本の人口は、長らく一億二千万人と言われてきましたが、約四十年後の二十六十年には、八千六百万人まで減少し、高齢化率は現在の二倍の約四十%、逆に出生数は、現在

の約半分になると予測されています。出生率低下の要因としては、晩婚化の進行と夫婦出生児数の減少とも言われていますが、今後は、晩婚よりも未婚率が上昇していくとも予測されています。

しかし、厚生労働省が行った独身男女へのアンケート調査では、男女とも九割の人が結婚を望んでおり、また二人程度の子どもを持ちたいと希望しています。厚生労働省は、それを阻んでいるのが、若年者の非正規雇用率の高さであると分析しています。とりわけ、非正規雇用の男性は、結婚して子どもを持つことに対し、不安が強い傾向があり、また、育児休業などが利用できない非正規雇用の女性も、出産・育児により離職せざるをえない状況から、経済的基盤の不安定さや、キャリア、将来の見通しが立たないことによる不安が、出生率低下の大きな要因となっているとの分析でした。

また、日本では、諸外国に比べ、長時間労働者の割合が高く、特に子育て期にある三十歳代の男性の十五〜十六%は週六十時間を超え就業しています。それに比例し、男性の家事・育児に費やす時間は最低水準であることもわかりました。

国では、少子化対策、虐待予防などの観点から、子育て世代包括支援センターを法定化し、平成三十二年度末までに全国展開を目指す予定としています。併せて、待機児童の対策や多子世帯への優遇措置などの他、働き方改革な

ども、引き続き積極的に行っていく方針だとの話も聞くことができました。

## おわりに

今回の研修では、フィンランドのネウボラと日本の現状について学ぶ機会があっただけでなく、市町村議員と職員（職員も事務職員と保健師、保育士などの専門職）と一緒に学び、夜な夜な討議する機会もありました。また、最終日には、受講者全員がそれぞれの立場で「当市町村の現状と今後の取り組み」について発表しなければならず、三日間という短期間ではありましたが、中身の濃い研修となりました。

鳴門市版ネウボラの立ち上げに際して、私は、その手法をとっても重要視していました。しかし、フィンランドと日本では、男女共同参画への意識や、個人の自立に対する考え、権利意識の強さ、福祉政策に関する信頼感などのバックグラウンドが違うため、その手法だけを取り入れても、解決しない課題が山積しています。

例えば、フィンランドではほとんどない、望まない（予期せぬ）妊娠は、日本では多く、虐待のハイリスク要因とされています。また、相談業務の中で、依存度の高いクライアントに出会うことも多く、その対応に頭を悩ませることも多々あります。日本のネウボラでは、自己肯定感の醸成や自立支援に向けた方策、命を育む思春期教育や

スーパーバイザー等による後方支援体制の構築などへの取り組みも早急に検討が必要です。

今回の研修では、ネウボラの目指すべき方向を、フィンランドの歴史や現状、日本の施策の方向性を知ることにより明確にすることができました。ネウボラの根幹にある、周産期のリスクの予防と利用者主体を原点到、普遍的で連続した支援ができるよう、地域の実情に応じた手法を考える、素晴らしい機会にもなりました。また、周産期だけでなく、本市の実情に合った子育て支援や、働き方改革にも併せて取り組んでいかなければならないと思いました。



# 公営企業改革について

市町村課主事（行政担当） 平 内 桂 人

## はじめに

地方公営企業は、地方公共団体が社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道、下水道、公立病院、交通、宅地造成など様々な事業を行っている。公営企業の役割は、住民生活に身近な社会資本整備を進め、住民に必要なサービスを提供することであり、将来に渡って公共の福祉を増進していくことが目的とされている。同時に、企業として経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進するよう、運営・維持される公的組織でもある。住民が地域で生活するために不可欠なサービスを供給し、住民の生活改善や福利の増進に寄与してきたが、近年は少子高齢化、財政制約、整備施設の老朽化や従事者の高齢化といった要因などから、経営環境が厳しい方向へと向かっている。

地方公営企業法が制定されてから六十年以上が経過した現在、公営企業の事業の意義や必要性、指定管理者制度や民間委託の導入等の事業手法の選択について再検討されるとともに、地方公営企業法を適用していない公営企業については、同法の全部又は財務規定等の適用（一部適用）が積極的に検討されるなど、公営企業の抜本的な改革に向けた取組みが推進され

地方公営企業法が制定されてから六十年以上が経過した現在、公営企業の事業の意義や必要性、指定管理者制度や民間委託の導入等の事業手法の選択について再検討されるとともに、地方公営企業法を適用していない公営企業については、同法の全部又は財務規定等の適用（一部適用）が積極的に検討されるなど、公営企業の抜本的な改革に向けた取組みが推進され

（資料1）

## 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（平成28年3月31日現在）

○26年度及び27年度の2年間において、公営企業各事業において、その特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。  
○事業廃止で109事業、民営化・民間譲渡で26事業、広域化・広域連携で23事業など、2年間で延べ276事業で抜本的な改革等を実施。  
○簡易水道事業や観光施設事業・その他事業においては事業廃止、水道事業や下水道事業等においては広域化・広域連携やPFI、包括的民間委託等が積極的に取り組まれている。

| 事業廃止         | 民営化・民間譲渡 |        | 公営企業型地方独立行政法人(導入数)<br>(※) |       | 広域化・広域連携 |        | PFI<br>(導入数) |        | 指定管理者制度<br>(導入数) |        | 包括的民間委託 |        |      |
|--------------|----------|--------|---------------------------|-------|----------|--------|--------------|--------|------------------|--------|---------|--------|------|
|              | 県・政令市等   | 市町村等   | 県・政令市等                    | 市町村等  | 県・政令市等   | 市町村等   | 県・政令市等       | 市町村等   | 県・政令市等           | 市町村等   | 県・政令市等  | 市町村等   |      |
| 109事業        | 26事業     |        | 2事業                       |       | 23事業     |        | 13事業         |        | 25事業             |        | 78事業    |        |      |
| 9事業          | 100事業    | 3事業    | 23事業                      | 1事業   | 1事業      | 5事業    | 18事業         | 5事業    | 8事業              | 2事業    | 23事業    | 3事業    | 75事業 |
| 水道           | 1        | 水道     | 0                         | 水道    | 0        | 水道     | 13           | 水道     | 4                | 水道     | 0       | 水道     | 31   |
| 工業用水道        | 1        | 工業用水道  | 0                         | 工業用水道 | 0        | 工業用水道  | 0            | 工業用水道  | 1                | 工業用水道  | 1       | 工業用水道  | 1    |
| 交通           | 1        | 交通     | 4                         | 交通    | 0        | 交通     | 0            | 交通     | 0                | 交通     | 1       | 交通     | 0    |
| 電気事業         | 4        | 電気事業   | 1                         | 電気事業  | 0        | 電気事業   | 0            | 電気事業   | 0                | 電気事業   | 0       | 電気事業   | 0    |
| ガス           | 0        | ガス     | 0                         | ガス    | 0        | ガス     | 0            | ガス     | 0                | ガス     | 0       | ガス     | 0    |
| 病院           | 6        | 病院     | 1                         | 病院    | 2        | 病院     | 2            | 病院     | 1                | 病院     | 5       | 病院     | 0    |
| 下水道          | 10       | 下水道    | 0                         |       |          | 下水道    | 8            | 下水道    | 7                | 下水道    | 0       | 下水道    | 42   |
| 簡易水道         | 22       | 簡易水道   | 0                         |       |          | 簡易水道   | 0            | 簡易水道   | 0                | 簡易水道   | 0       | 簡易水道   | 2    |
| 港湾整備         | 0        | 港湾整備   | 0                         |       |          | 港湾整備   | 0            | 港湾整備   | 0                | 港湾整備   | 0       | 港湾整備   | 0    |
| 市場           | 3        | 市場     | 1                         |       |          | 市場     | 0            | 市場     | 0                | 市場     | 3       | 市場     | 0    |
| と畜場          | 2        | と畜場    | 1                         |       |          | と畜場    | 0            | と畜場    | 0                | と畜場    | 0       | と畜場    | 0    |
| 宅地造成         | 21       | 宅地造成   | 0                         |       |          | 宅地造成   | 0            | 宅地造成   | 0                | 宅地造成   | 0       | 宅地造成   | 0    |
| 有料道路         | 1        | 有料道路   | 0                         |       |          | 有料道路   | 0            | 有料道路   | 0                | 有料道路   | 0       | 有料道路   | 0    |
| 駐車場          | 6        | 駐車場    | 0                         |       |          | 駐車場    | 0            | 駐車場    | 0                | 駐車場    | 5       | 駐車場    | 0    |
| 観光・その他       | 21       | 観光・その他 | 2                         |       |          | 観光・その他 | 0            | 観光・その他 | 0                | 観光・その他 | 3       | 観光・その他 | 1    |
| 介護サービス       | 10       | 介護サービス | 16                        |       |          | 介護サービス | 0            | 介護サービス | 0                | 介護サービス | 7       | 介護サービス | 1    |
| <b>合計</b>    |          |        |                           |       |          |        |              |        |                  |        |         |        |      |
| <b>276事業</b> |          |        |                           |       |          |        |              |        |                  |        |         |        |      |

(※) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

本稿では、公営企業改革に向けたこれまでの取組と現状について解説していきたい。

（資料1）また、公営企業の経営に当たっては、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが重要であることを踏まえ、経営計画を策定し、これに基づいた経営を行うことが求められている。

## 現状と課題

平成二十一年度以降、総務省の主導のもと、公営企業が経営の実態をより正確に把握し、住民にも経営状態をより分かりやすくするため、地方公営企業会計基準の見直しが進められるとともに、各公営企業の経営健全化の観点から抜本改革が推進されてきた。

地方公共団体財政健全化法の全面施行を踏まえた平成二十一年から平成二十五年までの五年間の公営企業抜本改革の集中的な推進により、公営企業の資金不足比率の改善など、一定の成果が見られた。加えて、平成二十四年度の地方公営企業の資本（会計）制度及び地方公営企業会計基準の見直しを行うことで、損益や資産（負債）のより正確な把握ができるようになり、以前と比べ正確な財務諸表の作成が可能となっている。その他にも、平成二十五年年度の公営企業の経営戦略の策定等に関する検討、平成二十六年年度の新地方公営企業会計基準の全面適用及び公営企業の経営戦略の策定と活用等に関する検討、平成二十七年年度の公営企業会計の適用の集中取組期間等の取組が実施されてきた。

上述の取組によって、資金不足比率の改善など一定の成果はあったものの、他会計負担（繰入金）に依存している事業、資金不足や赤字が発生している事業なども見受けられる。また、収支面で問題がなさそうに見える場合においても、施設の長寿命化対策や今後のための設備投資が十分ではないものが一定数あるものと考え

られる。特に中小規模の公営企業では、人口減少や設備更新費用の増大、制度改革の影響等により、現在の経営形態を前提とした経営手法だけでは、将来にわたって住民サービスを確保することが困難となる懸念があるなど、事業の存続が危ぶまれている。

そのような中で、各公営企業における経営戦略の策定を通じて、更新投資額の平準化を見据えた投資計画と財源手当てのための財政計画が作成され、将来の少子高齢化、人口減少、施設の老朽化に対応した戦略的な経営への移行が推進されている。経営改善に取り組んでいる事業でも、目先の人件費カットや施設の長寿命化を伴わない修繕等を繰り返していると、経営弱体化の恐れがあることから、徹底的な効率化及び合理化と、中長期的な視点からの計画的な経営基盤の強化の両立が必要とされている。

経営管理の点では、公営企業会計の非適用事業があるが、非適用事業については、貸借対照表・損益計算書等の財務諸表や固定資産台帳の作成及び活用によって、減価償却等を反映した損益・資産・負債の現状把握と将来推計などがより適切に行えるよう、法適化（公営企業会計の適用）が必要とされている。法適化により発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することで、より計画的な企業経営が可能になると見込まれる。

## 公営企業の抜本的な改革についての検討

現状を踏まえ、公営企業について廃止・民営化・広域化・民間活用といった抜本的な改革について検討を行うため、平成二十八年五月から「公営企業の経営のあり方に関する研究会」が開催され、公営企業の各分野について、抜本的な改革に関する課題や方策等について整理が行われた。平成二十九年二月までに九回の研究会が開かれ、三月に報告書が取りまとめられたので、ここからはその内容について解説する。（資料2）

各公営企業はまず公営企業会計の適用による財務内容の正確な把握、経営比較分析表の活用等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表することが必要とされている。そして、現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、中長期的な投資・財源の将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、次の三点から抜本的な改革の検討を行うことが求められている。

1 事業そのものの必要性及び公営で行う必要性  
公営企業の経営に当たり、「現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである」とされていることを踏まえ、

(資料 2)

## 公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要)

### 1. 「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした取組だけでは、将来的な住民サービスの確保が困難となる懸念。
- 各公営企業は、公営企業会計の適用、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、当該事業の必要性と担い手のあり方について、「抜本的な改革」の検討を行うことが必要。
- 「抜本的な改革」の検討において、各公営企業は、①事業そのものの必要性・公営で行う必要性、②事業としての持続可能性、③経営形態(事業規模・範囲・担い手)の3つの観点から整理を行い、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等<sup>(※1)</sup>及び民間活用という4つの方向性を基本として、改革の検討が必要。

### 2. 水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討**。

**水道事業における広域化等の留意点**

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

**下水道事業における広域化等の留意点**

- ・ 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

**水道・下水道事業における民間活用の留意点**

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

### 3. 交通(バス)・電気・観光施設(休業宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、**事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討**。バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 総務省は、4事業について民間事業者の視点も念頭にいた**経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表すべき**<sup>(※2)</sup>。

経営指標(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

|                  |   |               |   |
|------------------|---|---------------|---|
| ◇ 共通事項           | ・ 経常収支比率  | ・ 有形固定資産減価償却率 | など  |
| ◇ バス事業           | ・ 営業収支比率<br>・ 利用者1回当たり運行経費<br>・ 走行キロ当たりの運送原価<br>・ 乗車効率                      | ◇ 電気事業        | ・ 営業収支比率<br>・ 設備利用率<br>・ 修繕費比率<br>・ FIT収入割合                             |
| ◇ 観光施設事業(休業宿泊施設) | ・ EBITDA(減価償却前営業利益)<br>・ 施設の資産価値<br>・ 設備投資見込額(10年間)<br>・ 定員稼働率(1日当たり利用率) など | ◇ 駐車場整備事業     | ・ EBITDA(減価償却前営業利益)<br>・ 敷地の地価<br>・ 設備投資見込額(10年間)<br>・ 稼働率(1日当たり利用率) など |

### 4. 2及び3以外の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、**抜本的な改革を検討**。

(※1) 広域化等とは、事業統合をはじめ、施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。  
(※2) 平成29年2月より水・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、順次、作成・公表対象事業が拡大される予定。

各事業の特性に応じた検証を要請している。公営企業が提供しているサービス自体の必要性を含め、公営企業として実施する場合においても民間的手法を導入するなど、効率性を最大限に発揮させる方法の検討も求められている。

2 事業としての持続可能性

人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の

の实情に応じて事業の広域化や統合等の推進について取り組み、企業団、一部事務組合等の設置、事務の委託などによる共同処理方式等の手法の導入について積極的に検討するほか、地方公共団体の連携や、定住自立圏等の広域連携手法の活用など、相互に適切な機能分担が図られる形での連携強化の推進について検討が求め

更新需要や老朽化、制度改革による影響等の経営上の課題や、国の補助制度等の動向、一般会計の負担の程度状況等を勘案し、事業としての持続可能性の検証を行った上で、持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための抜本的な経営改革の取組を要請している。

人口減少や制度改革などの避けられない要因があるとしても、民営化・民間譲渡、官民連携など、事業を持続していくための自助努力が求められている。

3 経営形態(事業規模、範囲及び担い手)

公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があることから、事業統合、施設・管理の共同化などの広域化や、更なる民間活用について検討を要請している。経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域

更新需要や老朽化、制度改革による影響等の経営上の課題や、国の補助制度等の動向、一般会計の負担の程度状況等を勘案し、事業としての持続可能性の検証を行った上で、持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための抜本的な経営改革の取組を要請している。

人口減少や制度改革などの避けられない要因があるとしても、民営化・民間譲渡、官民連携など、事業を持続していくための自助努力が求められている。

3 経営形態(事業規模、範囲及び担い手)

公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があることから、事業統合、施設・管理の共同化などの広域化や、更なる民間活用について検討を要請している。経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域

られている。

これら三点について整理を行い、各公営企業において事業毎の特性に応じて事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本とした抜本的な改革の検討の必要性が示されている。

抜本的な改革の検討と経営戦略の策定は、表裏一体のものとして捉えて推進されるべきであり、各公営企業は、これらの取組をよりの確に進めるために、公営企業会計の適用や経営比較分析表等を活用した経営状況の「見える化」の推進が求められている。

1 経営戦略の策定

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、長期的な需要の見直し、更新等の投資の計画、料金改定などに関する計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見直しを持つことが必要であるため、中長期の投資・財政計画を主な構成要素とする経営戦略を策定・実行することで、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要とされる。

2 抜本的な改革の検討と経営戦略の策定との関係

各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、経営戦略を早期に策定し、経営戦略に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。経営効率化やサービス水準の向上等を図りつつ、収支均衡

られている。

これら三点について整理を行い、各公営企業において事業毎の特性に応じて事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本とした抜本的な改革の検討の必要性が示されている。

抜本的な改革の検討と経営戦略の策定は、表裏一体のものとして捉えて推進されるべきであり、各公営企業は、これらの取組をよりの確に進めるために、公営企業会計の適用や経営比較分析表等を活用した経営状況の「見える化」の推進が求められている。

1 経営戦略の策定

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、長期的な需要の見直し、更新等の投資の計画、料金改定などに関する計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見直しを持つことが必要であるため、中長期の投資・財政計画を主な構成要素とする経営戦略を策定・実行することで、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要とされる。

2 抜本的な改革の検討と経営戦略の策定との関係

各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、経営戦略を早期に策定し、経営戦略に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。経営効率化やサービス水準の向上等を図りつつ、収支均衡

られている。

これら三点について整理を行い、各公営企業において事業毎の特性に応じて事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本とした抜本的な改革の検討の必要性が示されている。

抜本的な改革の検討と経営戦略の策定は、表裏一体のものとして捉えて推進されるべきであり、各公営企業は、これらの取組をよりの確に進めるために、公営企業会計の適用や経営比較分析表等を活用した経営状況の「見える化」の推進が求められている。

1 経営戦略の策定

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、長期的な需要の見直し、更新等の投資の計画、料金改定などに関する計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見直しを持つことが必要であるため、中長期の投資・財政計画を主な構成要素とする経営戦略を策定・実行することで、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要とされる。

2 抜本的な改革の検討と経営戦略の策定との関係

各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、経営戦略を早期に策定し、経営戦略に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。経営効率化やサービス水準の向上等を図りつつ、収支均衡

## 抜本的な改革の推進

抜本的な改革の検討と経営戦略の策定は、表裏一体のものとして捉えて推進されるべきであり、各公営企業は、これらの取組をよりの確に進めるために、公営企業会計の適用や経営比較分析表等を活用した経営状況の「見える化」の推進が求められている。

1 経営戦略の策定

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、長期的な需要の見直し、更新等の投資の計画、料金改定などに関する計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見直しを持つことが必要であるため、中長期の投資・財政計画を主な構成要素とする経営戦略を策定・実行することで、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要とされる。

2 抜本的な改革の検討と経営戦略の策定との関係

各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、経営戦略を早期に策定し、経営戦略に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。経営効率化やサービス水準の向上等を図りつつ、収支均衡

(資料3)

## 地方公営企業の 経営改革優良事例集 (概要版)

公営企業の経営改革を行う上で、参考となる優良事例集を作成しました。

事例集では、経営改革の内容、検討のきっかけや具体的なプロセス、合意形成に至った経過等も詳しく記載しています。

事例集には、12事業  
全160事例を採録!!

|         |         |
|---------|---------|
| 水道      | : 59 事例 |
| 下水道     | : 42 事例 |
| 交通      | : 14 事例 |
| 電気      | : 6 事例  |
| ガス      | : 1 事例  |
| 港湾整備    | : 2 事例  |
| 観光施設    | : 4 事例  |
| 駐車場整備   | : 5 事例  |
| 市場      | : 3 事例  |
| と畜場     | : 3 事例  |
| 宅地造成    | : 1 事例  |
| 病院 (別冊) | : 20 事例 |

経営改革に取り組みたいが、何から手をつければ良いのかわからない、身近に参考となる事例がない場合には、まずはこの事例集をお読みください。

【地方公営企業の基本的な改革等に係る先進・優良事例集】の全体版や事業ごとの分割版については、総務省ホームページでご覧いただけます。http://www.soumugo.jp/main\_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html

総務省  
Ministry of Internal Affairs and Communications

事例集掲載事例の一部を  
ご紹介いたします。  
NEXT!!

### 水道事業の垂直統合 (岩手中部水道企業団)

POINT

- ① 安定供給の実現
  - ・施設利用率の向上、最大稼働率の低減
  - ・不安定な水源が全体の28.9% → 6.8% に減少
- ② 浄水・配水施設等の更新投資の箇所数が36箇所減少
- ③ 管路更新率、耐震化率等の向上
- ④ 給水原価、供給単価上昇の抑制
- ⑤ 財務基盤の強化

### 北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域化 (八戸圏域水道企業団)

POINT

- ① 「できることから」広域化
  - ・水質データ管理の共同化: 水質データ管理の集約化 → 平成27年度から共同化開始。浄水処理対応、水質の知識向上
- ② 施設管理の共同化: 保守点検業務を一括して外部委託
- ③ システムの共同化: 料金・会計・管路情報等のシステムを共用
- ④ 施設の共同設置: 浄水場、配水池の合理的配置、水源、施設統廃合

### 県北地区広域汚泥資源化事業 (秋田県)

POINT

- ① 県が主導的役割を担い県下市町村と連携し様々な広域化等を検討・実施 (当該事例はその1例)
  - ・流域下水道の終末処理場を活用し、県北地区のし尿を集約
  - ・流域下水道の終末処理場設備をDBO方式で実施
  - ・県北地区の焼却施設更新費用の削減、職員の仕事負担軽減などの効果が見込まれる

### 下水道会社による維持管理の広域化 (公益財団法人長野県下水道公社)

POINT

- ① 県内市町村等から業務委託を受けることで、広域化等を実現
  - ・県内30市町村等から維持管理業務を受託
  - ・終末処理場の維持管理経費を約14%削減
  - ・市町村の技術力の維持・継承問題の解消に寄与

### PFI方式による浄化槽整備・維持管理業務の実施 (徳島県三好市)

POINT

- ① 市町村設置型の浄化槽整備による適正管理やスピーディな整備などを実現
  - ・個人設置型と比べ生活排水の適正処理・管理が可能
  - ・PFI方式(BTO)を導入し民間のノウハウを活用することで、整備スピードが強化していた状況を打開
  - ・毎年度約1千万円の経費削減

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 基数 | 101 | 96  | 71  | 106 |

※過去3年間減少傾向だった浄化槽設置基数が平成27年度から増加し、生活排水処理率向上。

を図るための取組として、地域の実情に応じ、広域化等や民間活用も含めた抜本的な改革の検討について積極的かつ具体的に検討することが求められる。

### 3 公営企業の経営状況の「見える化」

中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等により、確に取組むためには、公営企業会計を適用し、固定資産台帳や貸借対照表・損益計算書等の財務諸表を通じて、自らの経営・資産・負債を正確に把握し、経営に活用することが必要とされる。

また、「見える化」の取組に当たっては、民間譲渡や民間活用との相手先となる民間事業者による経営状況等の把握を可能・容易とすることで、より良い事業提案に繋げるという視点も重要とされている。

### 4 具体的な取組に当たっての留意点

その他、抜本的な改革を進めるに当たっての留意点

地方公営企業に限らず、地方公共団体を含めた地方財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、各公営企業においては一般会計等他会計からの繰入金に過度に依存しない、中長期的に自立した経営基盤を築いていくことが重要となっている。その経営基盤を盤石なものとするためには、その時代毎の経営環境の変化に対応し、公営企業経営のあり方を絶えず見直していく姿勢も不可欠である。また、多様性を持ったそれぞれの公営企業が抱える問題を統一的な視点から解決していくことは困難であることから、各公営企業が自団体の財務内容等を含めた現状を正確に把握した上で、類似団体の先進・優良事例の活用等、実情を踏まえた経営改革を進めていくべきであると考えられる。

## おわりに

は以下のとおりとなっている。(一部を抜粋)

- ・公営企業会計の適用や経営比較分析表の活用等を通じて、客観的な指標等に基づき、現状の把握、分析を行うこと。
- ・事業の特性に応じた、コスト削減だけでなく、料金の値上げ以外の利用者等の増加による収入確保の方策についても検討すべきこと。
- ・他団体における抜本的な改革の取組の内容、効果及び進め方を分析し、改革の検討の契機とするなど、先進・優良事例を参照すること。

※総務省HPにて経営改革優良事例集が公開されている。(資料3)

# 「緊急防災・減災事業」の拡充・延長等について

市町村課主事（企画財政担当） 村 雲 正 敏

## はじめに

緊急防災・減災事業は、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災を教訓に、地方債計画の項目に本事業が設けられた。住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業の他、平成二十三年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業についても対象となった。平成二十五年には、地方公務員給与費の臨時特例に対応し、補助直轄事業については全国防災事業（平成二十七年まで）となり、また地方単独事業については、単年度限りの措置として新たな緊急防災・減災事業にそれぞれ名称が変更することとなった。その後、緊急防災・減災事業は、地方公共団体の取組実績やニーズ等を踏まえ、平成二十六年から二十八年まで継続することとされた。最終年を迎えた昨年度、多くの地方公共団体から延長の要望が寄せられていた。平成二十八年十二月二十七日に開催された平成二十九年地方財政対策に係る総務省説明会で、平成二十九年地方債計画が発表され、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成三十二年まで、継続することとなった。

これまで、指定避難所とされる学校や、災害対策の拠点となる庁舎、公共施設などの耐震化

を行う場合などに緊急防災・減災事業の対象事業となり、多くの自治体が活用してきたところである。

これを受け本稿では、「緊急防災・減災事業」の年度毎の改正点に加えて、拡充・延長となった内容について、また平成二十九年から創設される「市町村役場機能緊急保全事業」について紹介したいと思う。

## 緊急防災・減災事業（沿革）

### 平成二十四年度

緊急防災・減災事業が創設された。

緊急防災・減災事業については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体を実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第一一八号）等により確保される財源により実施する次の事業を対象とした。（ただし、財政融資資金又は地方公共団体金融機構資金を充てるものに限る。）

### 一 緊急防災・減災事業（補助・直轄）

平成二十三年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平成二十四年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業（公営住宅建設事業及び公営企業会計負担分を除く。）



二 緊急防災・減災事業（単独）

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業

【充当率】 一〇〇%

【資金】 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金

【元利償還金に対する交付税措置】

(1) 補助  
元利償還金の八〇%について基準財政需要額に算入

(2) 単独

元利償還金の七〇%について基準財政需要額に算入

平成二十五年度 主な改正点

- 平成二十五年度は、地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急に防災・減災事業に取り組むための地方単独事業を創設することとし、対象事業が拡大された。

平成二十五年度から新たに対象となった事業は次のとおり。

- ・ 緊急消防援助隊の広域活動拠点施設
- ・ 緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- ・ 消防団の機能強化を図るための施設・設備
- ・ 高機能消防指令センター（消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る。）
- ・ 防災情報システム、衛星通信ネットワークシ

システム等大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設

- ・ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき広域化の期限までに広域化したものが実施する消防広域化事業

- ・ 災害時に要援護者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設の耐震化

【資金】 地方公共団体金融機構資金、市場公

募資金、銀行等引受資金

【元利償還金に対する交付税措置】

元利償還金の七〇%について基準財政需要額に算入

平成二十六年年度 主な改正点

- 平成二十五年年度は、地方公務員給与費の臨時特例に対応し、単年度限りの措置とされていたが、地方公共団体の取組実績やニーズを踏まえ、歳出の重点化・効率化を図ることにより、平成二十六年年度は前年度に比べ四五〇億円増の五、〇〇〇億円を確保し、平成二十八年年度まで継続することとなった。

- ・ 対象事業について、既存の地方単独事業に加え、特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金）の交付を受けて現行の対象事業と同様の事業を実施する場合も新たに対象とすることとなった。

平成二十七年年度 主な改正点

- ・ これまでの対象事業に加え、消防水利施設、初期消火資機材及び活動火山対策避難施設（火山シエルター）の整備が新たに対象となった。
- ・ 乳幼児等の災害時要配慮者対策の観点から、指定避難所以外の幼稚園、特別支援学校及び認定こども園の耐震化についても対象とすることとなった。なお、学校法人が実施する指定避難所以外の私立幼稚園施設等の耐震化については、私立学校施設は設置者負担の原則であること等を踏まえ、国庫補助事業と併せて、地方公共団体が独自に助成する場合に限り、事業費の六分の一を上限として対象とすることとなった。

平成二十八年度 主な改正点

- ・ 全国防災事業の廃止に伴い、全国防災事業に伴って実施する地方単独事業（継ぎ足し単独事業）も廃止された。
- ・ 「大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」については、「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成二十八年四月一日消防情第九六号）により対象施設が追加された。

緊急防災・減災事業の拡充・延長について

平成二十九年度 主な改正点

緊急防災・減災事業債については、地方公共

団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間の平成三十二年度まで継続することとなり、平成二十九年年度については、五、〇〇〇億円が計上された。

また、対象事業については、【資料1】にあるとおりこれまでの対象事業に加えて、

- ① 指定避難所におけるWi-Fi等の整備
  - ② 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入及び情報伝達手段の多重化
  - ③ 消防の広域化又は共同化に伴う高機能消防指令センターの整備
- を新たに追加することとしている。

## 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費については、【資料2】にあるように平成二十九年度の地方財政計画における計上額を増額するとともに、長寿命化事業などに対し、地方財政措置を拡充することとなった。

具体的には、公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費を計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（二、〇〇〇億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進、熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保のために必要な経費を追加して、内容を拡充し新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として、三、五〇〇億円を計上

### 【資料2】

#### 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

#### 1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費（仮称）の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

#### 2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業費（仮称））

##### (1) 対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】  
（公共用建物）：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業（社会基盤施設（道路・農業水利施設）：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業）
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

##### (2) 地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
- ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%  
※地方債の充当率については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

##### (3) 事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
  - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
  - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
  - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものであること

##### (4) 事業年度

- 平成29年度から平成33年度まで（5年間）
- ⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）

（総務省資料より）

### 【資料1】

#### 緊急防災・減災事業の拡充・延長について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

#### 1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

##### (1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

##### (2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

##### (3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

#### 2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

#### 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

（総務省資料より）

【資料3】

市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中枢拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業  
※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

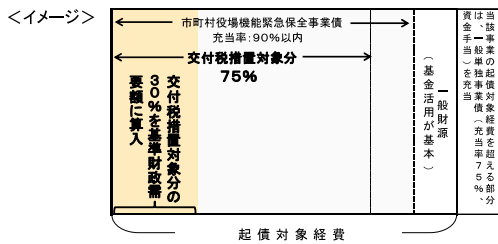
- (1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内
- (2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入  
※地方債の充当率については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成32年度まで(4年間)

5. 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎の面積  
※標準面積：入居職員数×35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか大きい面積  
 ※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応



(総務省資料より)

再認識され、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建て替えを緊急に実施するため、【資料3】に示す「市町村役場機能緊急保全事業」を創設することとなった。対象となる事業は、昭和五十六年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替えであり、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建て替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであることが要件となっている。本事業の充当率については、緊急に実施する必要性が高いことを踏まえ、標準的な面積を基に算出した起債対象経費の九〇%以内とし、交付税措置については、起債対象経費の七五%を上限として、この範囲で充当した地方債の元利償還金の三〇%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、庁舎の建て替え事業については、一般的に多額の財源が必要と

市町村役場機能緊急保全事業について

「市町村役場機能緊急保全事業」について、熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、行政の中枢拠点である庁舎が発災時においても、有効に機能しなければならないことが

再認識され、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建て替えを緊急に実施するため、【資料3】に示す「市町村役場機能緊急保全事業」を創設することとなった。対象となる事業は、昭和五十六年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替えであり、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建て替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであることが要件となっている。

また、大型化する台風による災害、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による災害など、数多くの大規模な自然災害が各地で発生している。また、南海トラフ巨大地震や中央構造線の活断層地震の発生も懸念されるなか、徳島県内の市町村もこれまで様々な防災・減災対策の充実に図ってきたところである。こうした大規模災害による被害を最小限に抑止し、徳島県民の生命と財産を守るためには、ハード面ソフト面の様々な防災・減災対策をよりいっそう進めていくことが急務である。

近年、東日本大震災や熊本地震、鳥取地震、また、大型化する台風による災害、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による災害など、数多くの大規模な自然災害が各地で発生している。また、南海トラフ巨大地震や中央構造線の活断層地震の発生も懸念されるなか、徳島県内の市町村もこれまで様々な防災・減災対策の充実に図ってきたところである。こうした大規模災害による被害を最小限に抑止し、徳島県民の生命と財産を守るためには、ハード面ソフト面の様々な防災・減災対策をよりいっそう進めていくことが急務である。

おわりに

災害等に強いまちづくりを推進するためにも、平成三十二年度まで継続される緊急防災・減災事業と市町村役場機能緊急保全事業等の有効活用を検討され、財源措置があるうちに万全の措置を講じられたい。

# 地方創生関連交付金について ～地方創生推進交付金～

市町村課主事（企画財政担当） 吉田 仁美

## 1 はじめに

平成二十七年国勢調査によると、日本の総人口は約一億二、七〇九万人となり、平成二十二年の前回調査に比べ約〇・八%減少した。国勢調査で総人口が減少したのは大正九年の調査開始以来初めてであり、出生数が死亡数を下回る自然減が大きく影響した。また、都道府県別人口で見ると、東京圏だけで五〇万人以上の人口増の約三、六二二万人と、人口全体の四分の一以上を占め、東京一極集中がさらに進んだ結果となった。

国においては、直面する人口減少問題の克服や地方創生等の課題に取り組むため、平成二十六年十二月、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、これを受け、全国四十七都道府県及び一、七三七市町村が、平成二十七年年度中に地方版総合戦略を策定し、平成二十八年年度は、地方版総合戦略本格展開の年となった。国は、この地方版総合戦略を安定的、継続的に推進できるよう、情報支援、人的支援、財政支援の「三本の矢」で支援するとしている。

一方、徳島県においては、人口七五万五、七三三人と平成二十二年の前回調査に比べ二万九七五八人、約三・八%減少した。「人口減少」と「東京一極集中」のさらなる加速が懸念される中、県では平成二十七年七月に策定した「とくしま人口ビジョン」において、二〇六〇年に「六〇万人から六五万人超」を確保するという数値目標

を設定し、その実現に向け、「新しい人の流れづくり」「地域における仕事づくり」「結婚・出産・子育ての環境づくり」「活力ある暮らしやすい地域づくり」の四つを基本目標とした「vs東京『とくしま帰帰』総合戦略」に基づき、地方創生推進交付金等を活用して「徳島ならではの具体的な実施策を展開しているところである。本稿では、国の「三本の矢」のうち財政支援にあたる「地方創生推進交付金」について説明する。

## 2 地方創生推進交付金への流れ

### i 地方創生先行型交付金

地方創生関連の財政支援としては、大きく三つから成り立っており、一つには自由度の高い交付金、二つには各府省の個別補助金等、三つには地方財政措置である。平成二十六年年度にはまず、自由度の高い交付金として、地方創生先行型交付金一、七〇〇億円（補助率十分の一）が創設された。

この地方創生先行型交付金については、一、四〇〇億円を基礎交付分とし、残りの三〇〇億円については、上乗せ交付分の、タイプⅠ（先駆的事業に取り組む地方公共団体を対象とするもの）とタイプⅡ（平成二十七年十月末までに地方版総合戦略を策定した地方公共団体を対象とするもの）に分けて交付することとした。特にタイプⅠについては、その後の交付金の支援

対象等の基本的な考え方がある程度先取りする  
ような形で実施され、対象事業や事業実施の  
手法などについては、各地方公共団体の自主  
性・主体性に委ねられる一方で、単独の地方公  
共団体が単一の政策目的で実施する従来型の取  
組ではなく、官民協働や地域間連携、政策間連  
携、事業推進主体の形成など連携・協働の仕組  
みを駆使した先駆的事业を対象とした。またR  
ESAS（地域経済分析システム）等客観的な  
データに基づき事業設計がなされていること、  
重要業績評価指標（KPI・Key Performance  
Indicatorsの略）が原則として成果目標（アウト  
カム）で設定され、その検証と事業の見直しの  
ための仕組み（PDCA）を備えていること等  
についても申請の要件となった。

## ii 地方創生加速化交付金と地方創生推進交付金

その後、国の総合戦略は、平成二十七年十二  
月に改訂が行われ、財政支援についても、平成  
二十七年補正予算において、地方創生加速化  
交付金一、〇〇〇億円（補助率十分の十）が計  
上され、また平成二十八年当予算において  
は、地方創生推進交付金一、〇〇〇億円（補助  
率二分の一、事業費ベース二、〇〇〇億円）が  
計上され、両交付金により、平成二十八年に  
おける実質的な事業規模として、三、〇〇〇億  
円が確保されることになった。

地方創生加速化交付金は、先行型の上乗せ交

付分タイプIと同様に、地方の自主性・主体性  
を尊重すること、先駆的な事業を対象とするこ  
と、KPIとPDCAを組み込んだものとする  
ことといった基本コンセプトは維持しながらも、  
地方創生の取組のすそ野を広げ、地方創生の動  
きを切れ目なく加速させることを狙いとした。

その後、平成二十七年十二月二十四日に閣議  
決定された総合戦略において、新型交付金（地  
方創生推進交付金）は、以下のとおり盛り込ま  
れた。

「平成二十八年当予算において、地方創生  
の深化のため、統一的な方針の下で関係府省庁  
が連携し、地方創生予算への重点化により財源  
確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた  
財政支援を行う新型交付金（「地方創生推進交  
付金」を創設する。」

### 3 地方創生推進交付金の概要

上記の流れにより、平成二十八年当予算  
において地方創生推進交付金一、〇〇〇億円が  
創設され、地方創生のための財源が確保された。  
この交付金の概要は以下のとおり。

#### 〈基本的な考え方〉

① 地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共  
団体の自主的・主体的な取組で、先導的なも  
のを支援する。

② 支援対象である先導的な事業は以下の3タイ  
プ

- ・先駆タイプ：官民協働、地域間連携、政策間  
連携等の先駆的要素が含まれている事業
- ・横展開タイプ：先駆的・優良事例の横展開を  
図る事業

・隘路打開タイプ：既存事業の隘路を発見し、  
打開する事業

③ 各事業毎に、ふさわしい具体的なKPIを設  
定し、PDCAサイクルを整備することが必  
要である。特に事業年度毎に、外部有識者や  
議会の関与等も含め効果検証を行い、その結  
果について公表するとともに、国への報告を  
行う。

#### 〈対象事業〉

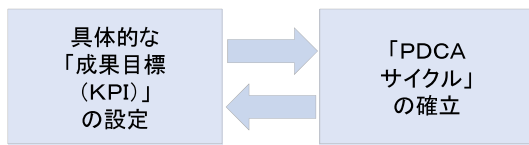
地方版総合戦略に位置づけられた事業全般で、  
しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、  
まちづくり等が例に挙げられている。また地方  
創生推進交付金はソフト事業を中心として交付  
されるが、ソフト事業と密接に関連するハード  
事業についても対象とされる。ただし、ソフト  
事業のみによる場合に比して、設定するKPI  
等の十分な向上が見込まれるものが対象であり、  
その場合であっても、ハードが大宗を占める場  
合（五〇%以上を目安とする）には、原則とし  
て交付金の対象としない。

※ただし平成二十九年からは、ハードが大宗

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）  
 28年度予算額 1,000億円（新規）  
 （事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

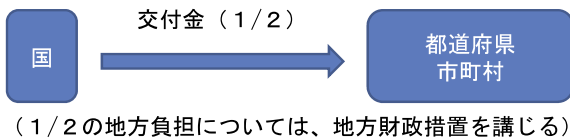
- 28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設
- ①地方版総合戦略に基づき、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
  - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
  - ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

- 【対象事業】
- ①先駆性のある取組
    - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
    - 例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
  - ②先駆的・優良事例の横展開
    - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
  - ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
    - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- 【手続き】
- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生推進交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング：日本版DMO・地域商社）

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上等）

- ・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組（「地方創生カレッジ」を含む）と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。（他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。）

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議（仮称）」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

- ・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

を占める事業であっても、外部有識者の審査により、地方の平均所得の向上や費用対効果の観点から地方創生に高い効果が見込まれることが明らかとなった場合には対象とする。

〈事業の仕組み〉

- ① RESAS（地域経済分析システム）の活用等による客観的な事業設計がなされている。
- ② 事業の企画、実施にあたり、地域における関係者との連携体制が整備されている。
- ③ アウトカムとしてのKPIの設定、その検証と見直しのためのPDCAサイクルの確立と外部有識者や議会の関与等の整備
- ④ 効果検証と事業の見直しの結果についての公表と国への報告

〈支援対象〉

先に挙げたように、地方創生推進交付金は、①先駆タイプ、②横展開タイプ、③隘路打開タイプの3種類からなっている。

①先駆タイプ

自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、地方創生人材の確保・育成、国の総合戦略における政策五原則等、七つの視点から先駆的である事業に対して交付される。特に、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素が重要であり、原則としてこれ

らの要素が全て含まれていることが申請要件となっている。

○計画認定期間：五か年度以内

○交付金額：市町村は一事業あたり国費一億円（事業費ベース二億円）上限

※平成二十九年からは一事業あたり国費二億円（事業費ベース四億円）上限

○外部有識者の審査を経て採択

②横展開タイプ

先駆的・優良事例の横展開を図る先駆的事业が対象とされ、先駆タイプ同様に七つの視点から先駆的であること、特に自立性に加え、官民協働、地域間連携、政策間連携の三つの連携要素のうち少なくとも二つの要素が含まれていることが申請要件となっている。

○計画認定期間：三か年度以内

○交付金額：市町村は一事業あたり国費〇・二五億円（事業費ベース〇・五億円）上限

※平成二十九年からは一事業あたり国費〇・五億円（事業費ベース一億円）上限

③隘路打開タイプ

地方公共団体が地方創生の推進に取り組む過程で、PDCAによる検証を実施しその結果として、KPIの達成に向けて既存の取組や制度上の隘路を発見し、課題を打開するために新規事業に取り組もうとする場合において交付され

る。

○計画認定期間：三か年度以内

○交付金額：市町村は一事業あたり国費〇・二五億円（事業費ベース〇・五億円）上限

※平成二十九年からは一事業あたり国費〇・五億円（事業費ベース一億円）上限

〈地方負担に対する地方財政措置〉

補助率は二分の一であるが、個々の事業に対する地方負担分については、地方財政措置としてソフト事業の五割は普通交付税、残りの五割については事業費にに応じて特別交付税によって措置される。またハード事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率九〇%、交付税措置は三〇%となっている。

## 4 地域再生法の改正と地方創生推進交付金

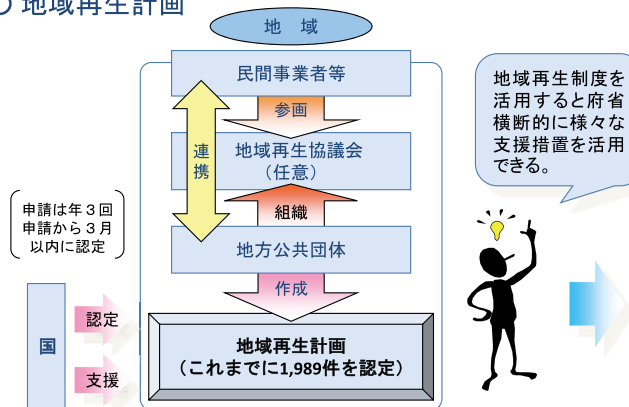
地方創生推進交付金については、当面五年間に集中的に施策を展開し、地方創生の大きな流れを創り出す必要があるとの観点から、少なくとも当面の五年間を見据えて施策展開が図られるよう継続的なものにすべきとされた。これを踏まえ、政府は、地域再生法を改正し、地方創生推進交付金を同法に基づき交付金として位置づけ、安定的・継続的に運用していくこととした。具体的には、地方公共団体は、地方創生事

## 地域再生制度の概要

### ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

### ○ 地域再生計画



地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）（平成28年4月20日施行）

| 地方創生推進交付金の創設                     | 地方創生応援税制の創設                            | 「生涯活躍のまち」の制度化  |
|----------------------------------|--|--|
| ・地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置 | ・地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置 | ・中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進 |

### 主な支援措置メニュー

#### ◆「地域再生計画」と連動

##### ■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

##### ■それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 —厚生労働省—
- ・ 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 —法務省—
- ・ 都市農村共生・対流総合対策交付金 —農林水産省—

業についての地域再生計画を作成の上、申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けることが必要であり、その上で、各年度において、当該事業

についての地方創生推進交付金の交付申請を行うこととなる。

## 5 おわりに

地方創生推進交付金は、平成二十八年年度から各自治体が本格的な事業展開の段階に入ったこともあり、各方面から運用改善の要望がなされた。

平成二十九年度からは、交付上限額やハード事業割合の要件緩和等について、運用の弾力化が図られたが、今後とも対象経費の拡大や事務手続きの簡素化等、さらなる制度の充実を求めたい。

人口減少が叫ばれる中、その要因や影響は、その地域によって大きく異なる。例えば、ベッドタウン化し、人口が増加することに伴う課題（子育て環境の充実や空き家対策等）を抱える地域や、以前は観光地として栄えていた地域でも、交通の便が良くなったことで逆に交流人口が減少した地域等、地域が抱える課題は様々である。地方創生事業

を推進するにあたっては、まずは課題解決のために、一人一人が地域の実情を知り、自分の住んでいる場所を改めて見つめ直すとともに、他の地域にはない強みを発見することが大切であり、また事業を企画・推進するにあたっては、各自治体内での横の連携、官と官の連携、官と民の連携、住民の方との連携が重要であり、地域が一つになり共通認識をもって課題に取り組む必要がある。

その上で、今後、各地方公共団体が地方創生の取組を自主的・主体的に取り組んでいくためには、各地方公共団体が積極的に使えるような交付金制度の改善が求められるとともに、県において、『挙県一致』、また『県内二十四市町村の創生なくして、県の創生なし』という考えのもと、『地方創生』に取り組んでいるところであり、各市町村においても、改めて自分達の地域の現状や将来について考え、その地域の実情に応じた課題解決のための事業を計画し、さらなる地方創生の推進に向け『挙県一致』で取り組んでいけるようお願いしたい。



# 過疎地域等自立活性化 推進交付金について

地域振興課主事（地域企画担当） 江 本 泰 子

## はじめに

過疎地域は、著しい人口減少、高齢化の進展により、集落機能が低下し、維持困難な集落が増加するとともに、空き家の増加、商店、スーパー等の閉鎖、公共交通の利便性低下、地域医療の危機等の住民生活に関する問題、働き口の減少、耕作放棄地の増大等の産業基盤に関する問題等、様々な課題が生じています。

このような厳しい現状を踏まえ、総務省は、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第一五号。以下「過疎法」という。）に基づき、過疎地域に多くの支援措置を行っています。

ここでは、支援措置の一つである過疎地域等自立活性化推進交付金について紹介します。

## 過疎地域等自立活性化推進交付金 について

### 趣旨

総務省では、過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業について、その経費の全部または一部を交付することにより、過疎地域等の自立活性化を推進することを目的としています。

対象となる事業は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再整備事業で、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を除き、原則として過

疎法第六条に定める過疎地域自立促進市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業となります。

### 事業概要

（１）過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援

事業（まち・ひと・しごと創生総合戦略…

「小さな拠点」の形成関連事業

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持・活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏におけるモデル的な取組（集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業）に要する経費に対して交付されます。

ア 集落ネットワーク圏における取組

過疎地域等において、小規模化、高齢化により、維持困難な集落が増加している現状を踏まえ、集落機能の維持だけではなく、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題となっています。単体集落では様々な課題の解決が困難であるため、より広い範囲（住民の一体性がある新旧小学校区、昭和・平成の合併の旧市町村等のエリアを想定）で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、持続的な集落の活性化実現のための「住民のくらしを支える生活サポートシステムの構築」、「住民のなりわいを継承・創出する活動の育成」の二つを軸とした取組が必要となっています。

資料1 集落ネットワーク圏における取組イメージ図



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

具体的には、中心となる基幹的集落に日常生活に不可欠な機能を集約するとともに、周辺集落と基幹集落との間でアクセス手段の確保等ネットワーク化を強化し、人々が引き続き集落に安心して暮らせる環境を確保し、さらに、集落ネットワーク圏を核に小さなビジネス等の地域産業を振興し、働き口を増大させ、将来にわたる持続的な定住の促進等の取組が必要となります。(資料1)

イ 集落ネットワーク圏の形成

①市町村による集落ネットワーク圏計画の策定(複数の生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の形成に係るプラン策定を含む)、②地域運営組織の体制確立、③地域運営組織による活性化プランの策定及び地域運営組織が活性化プランに基づき事業実施を行います。

(資料2)

(2) 過疎地域

等自立活性化推進事業

次のいずれかに掲げるもので

あり、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業に対して交付されます。

ア 産業振興

(スモール

ビジネス)

イ 生活の安心・安全確保対策

ウ 集落の維持・活性化対策

エ 移住・交流・若者の定住促進対策

オ 地域文化伝承対策

カ 環境貢献施策の推進

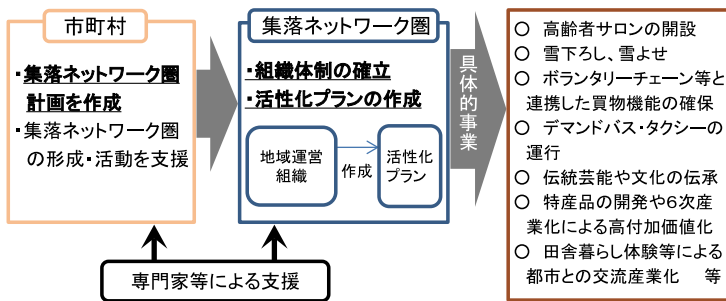
(3) 過疎地域集落再編整備事業

過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して交付されます。(資料3)

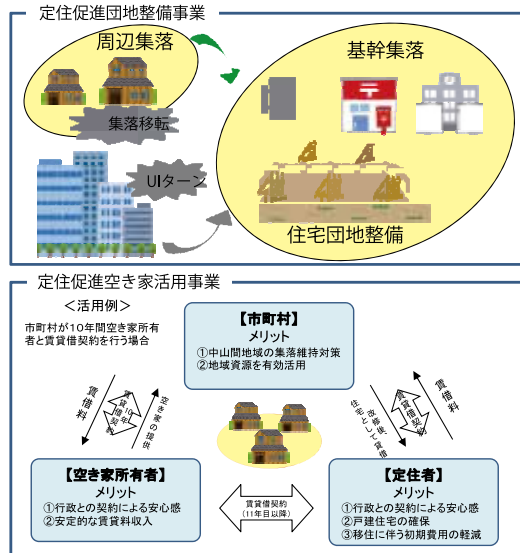
ア 集落等移転事業

次の要件を満たし、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落または基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転させるための経費に対して交付

資料2 集落ネットワーク圏の形成に向けて



資料3 過疎地域集落再編整備事業のイメージ図



されます。

(ア) 集落移転タイプ

① 次のいずれかの条件を満たす集落であること。

・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。  
・交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。

・交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。

② 全体として移転戸数がおおむね五戸以上であること。

③ 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。

④ 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団体を形成すること。

(イ) へき地点在住居移転タイプ

① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存

在する集落等において、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落または基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存

する住居であること。

② 全体として移転戸数が三戸以上であり、移転先において団地を形成すること。

イ 定住促進団地整備事業

次の要件を満たし、過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する経費に対して交付されます。

(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備すること。

(イ) 五戸以上が団地を形成すること。

ウ 定住促進空き家活用事業

次の要件を満たし、地域における定住を促進するための基幹的集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する経費に対して交付されます。

(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。

(イ) 空き家を整備する戸数が三戸以上であること。

(ウ) 公営住宅法（昭和二十六年法律第一九三号）第二条第二号に規定する公営住宅特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五二号）第一八条第二項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する過疎地域市町村が住宅の用に供している住宅は対象から除外する。

工 季節居住団地整備事業

次の要件を満たし、漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成する経費に

対して交付されます。

(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。

(イ) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。

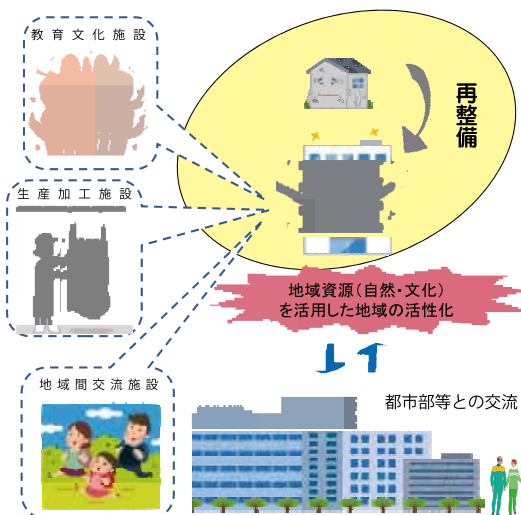
(ウ) 全体として、季節的居住等の戸数が三戸以上であること。

(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

次の要件を満たし、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して交付されます。

(資料4)

資料4 過疎地域遊休施設再整備事業のイメージ図



ア 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。

イ 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。または、地域の振興に資するものであること。

ウ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。

エ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。

オ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。

#### 交付対象者

次の各号に掲げる市町村及び一部事務組合等（以下「市町村等」という。）が対象者となります。

(1) 集落ネットワーク圏形成支援事業の対象者は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第四（資料5）の対象地域を有する市町村です。

(2) 自立活性化推進事業及び遊休施設再整備事業の対象者は、過疎法第二条第二項の規定により公示された市町村（以下「過疎地域市町村」という。）及び構成市町村の二分の一以上が過疎地域市町村で構成する一部事務組合等（以下「過疎地域市町村等」

資料5 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第4

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 実施要綱

平成27年4月27日（総行過第26号）制定

平成28年3月29日（総行過第10号）一部改正

第4 対象地域

本事業の対象地域は、次の(1)から(10)までの地域を含む地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の集落機能の維持及び活性化の取組を共同で行う地域（以下「集落ネットワーク圏」とする）とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項または第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄
- (7) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (8) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (9) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (10) その他(1)から(9)に準ずる地域と総務大臣が認める地域

という。)で、集落再編整備事業の対象者は、過疎地域市町村です。

交付限度額

- (1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業については、二、〇〇〇万円
- (2) 過疎地域等自立活性化推進事業については、一、〇〇〇万円
- (3) 過疎地域集落再編整備事業については、交付対象経費に二分の一を乗じて得た額
- (4) 過疎地域遊休施設再整備事業については、交付対象経費に三分の一を乗じて得た額

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の活用事例について

総務省が特に力を入れている「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の活用事例を三事例紹介します。

A市では、産業振興部会、地域交流会、防災安全部会、生活環境部会の四つの部会からなる地域協議会を立ち上げ、「地域の特産品づくり」、「伝統文化の継承」、「防災マップの作成や講習会の開催」、「高齢者の健康相談・健康教室の開催」を一つの事業として実施しています。

B町では、農業

を核に地域活性化団体、加工グループ、自治会が一つとなり、「地域の特産品づくり」、「観光パンフレットや広報誌の作成」、「体験農園のメニュー開発」を一つの事業として実施しています。

C村では、地域活性化団体、漁協、自治会が一つとなり、「地域を題材とした映画作成やミニシアターの整備」、「体験イベント」、「地域の特産物を活かした

マルシェの開催」、「地区の伝統文化を継承するための体制整備」を一つの事業として実施しています。

おわりに

過疎地域は、人口減少、高齢化等に伴い、地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備等に格差が見られる等、非常に厳しい状況にあります。しかし、地域住民からの集落で暮らし続けたいという強い要望や都市住民における田園回帰志向の高まりもでてきており、過疎地域を取り巻く環境も変わってきています。

中国・四国地方を中心に各地で、地域の暮らしを守るため、地域住民が主体となって組織を形成し、暮らしを支える様々な活動を行う取組が現れており、持続的な地域づくりに大きく貢献しています。

安心して住み続けることができる地域づくりのため、今回紹介した各種事業について活用していただけたいと思います。

また、平成二十九年度の『とくしま回帰』加速化支援交付金（地域コミュニティ推進モデル部門）を活用し、「組織体制づくり」や「将来像・プラン策定」に取り組み、次年度の交付金の活用にチャレンジしてみてもはどうでしょうか！

# 地方創生に向けた国の支援措置について

地方創生推進課主事（地方創生担当） 井上 健

## 1 はじめに

平成二十五年十二月に増田寛也氏らが発表した「地方消滅」論、そして翌年五月の日本創生会議による「消滅可能性都市」をきっかけに、出生率の低い東京圏への人口一極集中と、人口減少・少子高齢化が進む地方圏の課題に注目が集まった。

平成二十六年九月、政府は、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、十一月には、まち・ひと・しごと創生法が「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること」等を目的として成立した。

さらに十二月には、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する総合的かつ計画的に実施するための計画として、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策

定され、自治体に対しても地方版総合戦略の策定を努力義務とした。

これにより地方版総合戦略は、平成二十八年三月三十一日時点において、全ての都道府県、九九・八%の市区町村で策定されている。

また政府においては、地方版総合戦略を安定的、継続的に推進できるよう、「地方創生版・三本の矢」（資料1参照）により、「情報支援」、「人

## 地方への支援（地方創生版・3本の矢）

### ■情報支援の矢

#### ○地域経済分析システム（RESAS）

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

### ■人材支援の矢

#### ○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置
- 地方創生人材支援制度
- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大
- 地方創生カレッジ
- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成
- プロフェッショナル人材事業
- ・プロフェッショナル人材の地方還流を実現

### ■財政支援の矢

#### ○「地方創生推進交付金」（29年度1,000億円（事業費ベース2,000億円））

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

#### ○「地方創生拠点整備交付金」（28年度900億円（事業費ベース1,800億円））

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

#### ○「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（平成29年度1.0兆円）

#### ○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

(資料 2)

情報支援 (地域経済分析システム: RESAS (リーサス))



目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、**地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し**、その上で、**地域の実情・特性に応じた施策の検討**とその実行が不可欠。
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ** (企業間取引、人の流れ、人口動態、等) を収集し、かつ、わかりやすく「見える化(可視化)」するシステムを構築することで、真に効果的な**施策の立案、実行、検証(PDCA)**を支援する。

**①産業マップ**

企業数・雇用・売上  
で地域を支える産業が把握可能に  
行政区域を超えた産業のつながりが把握可能に(※)

**②地域経済循環マップ**

自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

**③農林水産業マップ**

農業部門別の販売金額割合が把握可能に  
農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に

**④観光マップ**

どこからどこに人が来ているか把握可能に  
インバウンド観光動向が把握可能に

**⑤人口マップ**

人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に  
地域の少子化と働き方の関係が把握可能に

**⑥消費マップ**

飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に

**⑦自治体比較マップ**

各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に

RESASに関する最新の情報はこちらから  
<http://resas-portal.go.jp/> “RESASポータル”で検索  
 RESASのご利用はこちらから  
<https://resas.go.jp/> (Google Chromeよりご覧ください)  
(※) 企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

(注) RESAS: Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略

(資料 3-1)

地方創生コンシェルジュ制度

地方創生推進事務局

人材支援 (地方創生コンシェルジュ)

「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを平成27年2月27日構築(平成29年1月現在 17府省庁総勢965人)。地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

地方創生コンシェルジュ名簿について

○全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ(17府省庁総勢965人)の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

○名簿は地方創生推進事務局のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

【地方創生コンシェルジュトップページ: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/>】

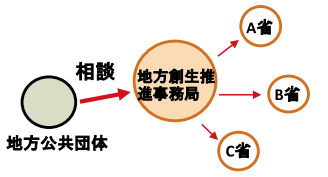


【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

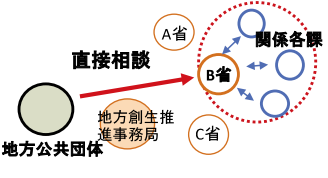
| No. | 担当都道府県 | 氏名 | 所属               |
|-----|--------|----|------------------|
| 1   | ○×県    | ○○ | ○○省 ○○局 ○○課 課長   |
| 2   | ○×県    | △△ | △△省 △△局 △△課 課長補佐 |
| 3   | ○×県    | ×× | ××省 ××局 ××課 係長   |

相談方法について

○具体の相談先がわからない場合、地方創生推進事務局コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。



○具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な知見が必要な場合、各々の担当部署が協力対応。



2 支援制度の概要

情報支援 (資料2 参照)

材支援」、「財政支援」を内容とする支援を行っている。本稿では、三本の矢の概要と「財政支援」の一環として、主に地方創生に取り組む自治体の施設整備事業(ハード事業)を支援するため平成二十八年度第二次補正予算で措置された「地方創生拠点整備交付金」について解説する。

○地域経済分析システム: RESAS(リーサス) 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、

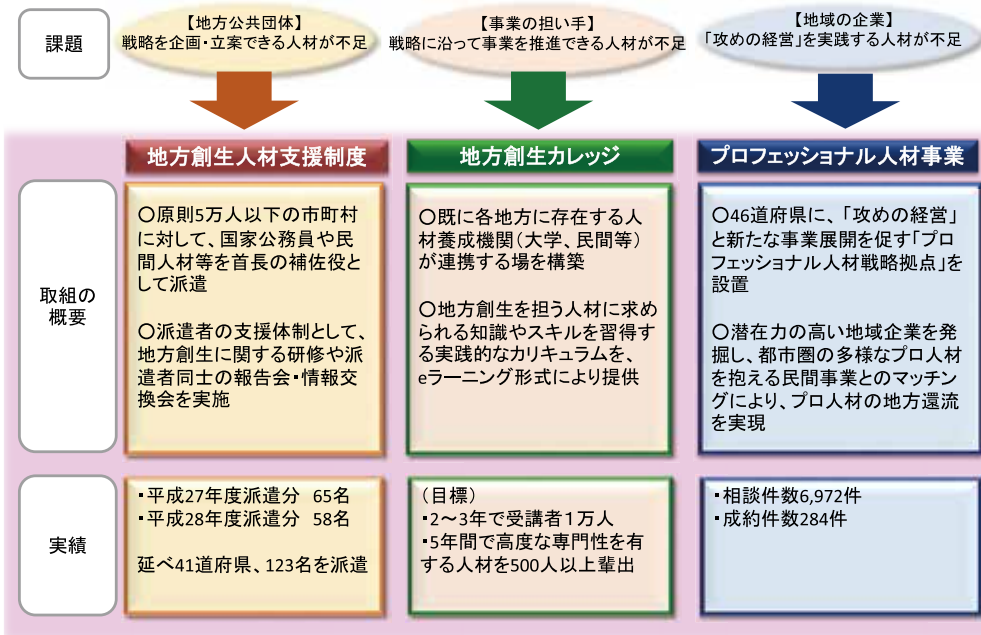
将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠である。  
 このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ(企業間取引、人の流れ、人口動態、等)を収集し、かつ、わかりやすく「見える化(可視化)」するシステムを構築することで、真に効果的な施策の立案、実行、検証(PDCA)を支援するもの。

人材支援

○地方創生コンシェルジュ(資料3-1参照) 「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを平成二十七年二月二十七日構築(平成二十九年一月現在 17府省庁総勢九六五人)。地方からの相談に対し前向きに

(資料 3 - 2)

人材支援 (地方創生人材支援制度、地方創生カレッジ、プロフェッショナル人材事業)



具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に  
対応していくもの。

○地方創生人材支援制度 (資料3-1-2参照)  
地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、  
意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、

民間人材を市町村長の補佐役として派遣し支援  
するもの。

○地方創生カレッジ (資料3-1-2参照)  
地方創生を担う人材に求められる知識やス  
キルを習得する実践的なカリキュラムを、e

(資料 4)

財政支援 (地方創生推進交付金,地方創生拠点整備交付金)

地方創生推進交付金 (平成29年度) 1,000億円 (事業費ベース2,000億円)

【趣旨】  
○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設

① 地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援  
② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援  
③ 地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【対象事業】  
① 先駆性のある取組  
・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成  
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等  
② 先駆的・優良事例の横展開  
・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組  
③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組  
・ 自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

地方創生拠点整備交付金 (平成28年度二次補正予算) 900億円 (事業費ベース1,800億円)

【趣旨】  
○未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援  
② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

【具体例】  
● ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関(附帯設備を含む)の改修等  
● 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等  
● 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等(6次産業化施設等を含む)の整備

ラーニング形式により提供するもの。

○プロフェッショナル人材事業 (資料3-1-2参照)  
四十六道府県に、「攻めの経営」と新たな事業展開を促す「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、潜在力の高い地域企業を発掘し、都市圏の多様なプロ人材を抱える民間事業とのマッチングにより、プロ人材の地方還流の実現を目指すもの。

■財政支援 (資料4参照)  
○地方創生推進交付金  
地方版総合戦略に位置付けられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。

○地方創生拠点整備交付金  
地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援。

○まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が自主性・主体性を最大限發揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上。

○地方創生応援税制

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除の優遇措置。

### 3 地方創生拠点整備交付金 について

I 基本的な考え方

(1) 地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであり、本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生の更なる深化を目指す、本交付金での支援については、地方創生推進交付金の二十八年度採択事業もしくは申請予定事業等（以下、「採択事業等」という。）をはじめとして、未

来への投資という経済対策の趣旨に重点を置きつつ、ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する緊急性の高い施設整備等を対象とする。

(2) 本交付金による施設整備等は、単なる「八

「モノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく取組として未来への投資の基盤につながる先導的なものでなければならぬ。

このため、当該施設については、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方針が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果（例：平均所得の向上、雇用創出、生産額の増加、生産性向上、移住者の増加及び出生率の向上等）の発現を期待できるものを対象とし、関連するソフト事業と連携することなどにより、そうした効果の発現を高めることが望まれる。

(3) 地方創生の政策5原則を踏まえ、本交付金の対象となる施設については、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的な事業（重要業績評価）の設定及びPDCAサイクルを備えている必要がある。

その際、当該施設が、採択事業等において明確な位置付けがなされている場合には、当該採択事業等をもって当該施設の利活用方針とすることができる。

II 予算額、補助率

九〇〇億円（事業費ベース：一、八〇〇億円）、補助率は二分の一

道、汚水処理施設、港の整備のための公共事業（三〇・二億円）を含む。

III 支援対象

地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、

地方創生という観点から未来への投資の基盤となることを明確にしている施設整備等を対象とする。

地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業であって、未来への投資に重点を置きつつ、地方創生の深化に向けて、効果の発現が高い施設等を対象とする。

具体的な例としては、以下のような施設整備等が考えられる。

- ・ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- ・地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（六次産業化施設等を含む）の整備
- ・生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- ・移住定住促進のために行う空き施設の改修等

・小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

・公立保育所をはじめとする子育て支援施設※

・地域の観光拠点となる博物館・美術館・競技場等（ただし、一定の入場料収入等の増加が見込まれる場合に限る）※

・歴史的建造物を活用した展示施設（ただし、



一定の収入が見込まれる場合に限り ※  
 ※第二回募集において新たに追加された項目

#### IV 交付申請及び上限目安額

地方公共団体ごとの申請事業数や交付額に上限を設定しないが、一団体当たりの交付上限額については、以下のとおりである。

○都道府県では七・五〇～二・五億円程度（事業費ベース…一・五〇～二・五億円程度）。

○市区町村では〇・三〇～〇・六億円程度（事業費ベース…〇・六〇～一・二億円程度）。

なお、対象施設等で※の付された施設については、一施設整備事業あたり、都道府県では原則として一・〇億円（事業費ベース…二・〇億円）、市町村では原則として〇・五億円（事業費ベース…一・〇億円）が上限の目安。

ただし、本交付金により整備される施設等を活用した事業について、高い先駆性や地方創生への波及効果が見込まれる場合には、上記の交付上限額の目安を超えて必要な経費を交付できるとなっている。

## 4 おわりに

徳島県内全二十四市町村が平成二十八年三月までに、市町村版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定を終え、平成二十八年度は、県及び市町村において「総合戦略」が本格実施に向けて動き出す、「地方創生・本格展開の年」

となった。

日本全体で進行する「人口減少」と「東京一極集中」に一刻も早く歯止めをかけるためには、国・地方を挙げて、「地方創生」を強力に推進することが不可欠であることから、徳島県では「挙県一致」で県と二十四市町村が創意工夫を凝らした取組を推進するとともに、来る平成二十九年度は、五年間の「総合戦略」の中間年度という節目を迎えることから、県・市町村ともに「総合戦略」を進化させながら、「地方創生の本格展開」を加速させていくことが重要となってくる。

各市町村においては、総合戦略に盛り込んださまざまな施策を推進するため、国の情報支援、人材支援、財政支援の「三本の矢」を最大限に活用しながら、直面する人口減少対策に取り組む必要がある。

また、各市町村は、現状や課題を分析した上で、それぞれの「強み」を最大限に活かしながら単独では、対応が困難なものについては、県や近隣市町村との連携を模索するなど、課題解決に向け、あらゆる手段を検討しながら事業を推進していくことが求められる。

# 公立文化ホールの役割と運営業務について

文化創造室主事（文化創造担当） 森 田 和 美

## はじめに

国・地方自治体の文化振興政策の根拠となる法律として、「文化芸術振興基本法」が平成十三年に制定されました。同法では、国の施策として自治体や民間の芸術文化活動を積極的に支援していくことが掲げられ、第四条では、各自治体が国との連携を図りつつ、「自主的かつ主体的に」地域の特性に応じた文化政策を展開していく責務が明記されています。

また、平成二十四年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、同法前文では「劇場、音楽堂（ホール）等」を「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点」「国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在」と位置づけ、その活性化に対して国や自治体は責任があると明記しています。これを受け、文部科学省も「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針」（平成二十五年文部科学省告示第六十号）を告示しています。同指針では、設置主体や設置目的、施設規模などが異なる劇場・ホールが多様に存在するなか、設置者は長期的な視点に立って運営方針を定め、戦略的に管理運営へ取り組んでいくよう求めています。

維持管理の大きさから、その意義が問われることも多い公立文化ホールですが、その役割について考察したいと思います。

## 公立文化ホールの存在意義

公立文化ホールは、地域の子どもや青少年を含めた多様な年齢層、表現を行う文化芸術団体にとって必要不可欠な地域の文化インフラであり、同時に、まちづくりや地域活性化の核として、地域の発展や豊かな暮らしづくりに大いに貢献している施設です。

最近では、文化芸術振興だけでなく、まちづくりや観光振興など、多くの目的や役割が求められるようになってきています。

これらはおおむね、「文化芸術の振興によって何を達成したいのか」という目的、「誰を対象とするのか」というターゲットの二点から、図1のように整理できます。

### ① 文化芸術振興

文化芸術という人類共通の財産を継承・支援し、新しい芸術作品をつくり出すことを目的とするものです。それによって地域が有名になる、といったことではなく、あくまでもレベルの高い芸術作品を世に送り出すことが目的となります。例えば、ホール自体を音楽や演劇、舞踊など特定ジャンルの芸術公演に合わせて設計、当該芸術ジャンルの芸術団体がそのホールを積極的に活用したり、館がプロデューサーとなつて、作品創造に必要な人材・予算を準備し、新しい作品づくりを行っていくなどがあげられます。

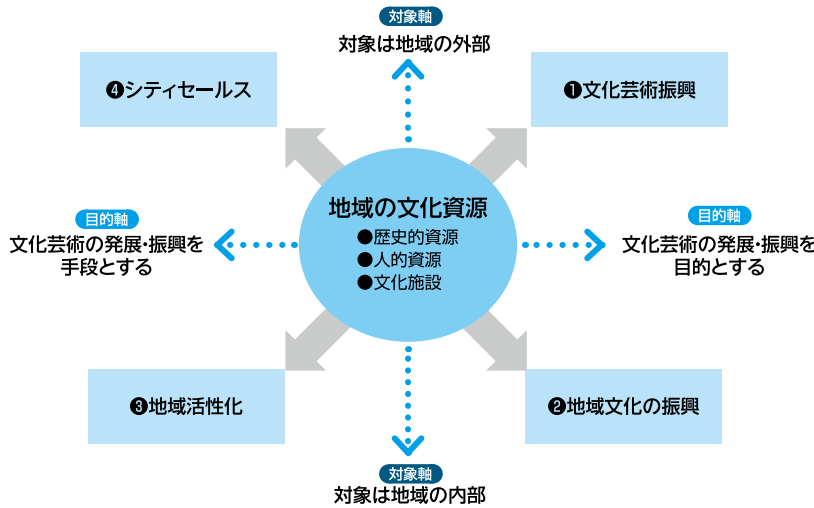


図1 公共の劇場・ホールの役割と機能

## ② 地域文化振興

地域住民の文化レベルの向上や育成を目指していく場合です。具体的な活動としては、優れた音楽、演劇、舞踊など文化芸術の鑑賞機会を提供し、地域に住む人々の文化享受機会の拡大をはかる、練習や発表、交流などの機会を提供する、アウトリーチなどで教育普及活動をはかる等があげられます。また、地域の伝統的な芸能の保存・継承などもこれにあたります。

## ③ 地域活性化

文化芸術を活用して、地域のコミュニティやアイデンティティを確立しようとする場合です。視点を地域住民において、その活力源や地域への誇り、薄まりつつある地域コミュニティづくりを目的とします。ことに近年では、参加型まちづくりの機運が高まり、住民の多様な文化活動をサポートする公立文化会館は、住民参加の学習や研修の場としても大きな期待が寄せられています。

## ④ シティセールス

文化芸術をツール(道具)として、外から人々を呼び込んだり、文化的な地域というイメージアップをはかたりするものです。例えば、著名アーティストを招いての大規模フェスティバル実施、個性的なホール施設の整備などがあげられます。

もちろん、いずれの公立文化ホールも、①～④のいずれの顔ももっているものです。特に近年では、①や②といった文化芸術振興という本来的な面だけでなく、③や④といった、地域経済や地域活性化への効果を求められることも少なくありません。

このように整理してみると、自分たちのホールが主にどの側面を強くもっているのか、もつことが必要なのか、を常に考えることは必要です。どこに力点を置いていくのかによって、スタッフの配置も行うべき事業も異なってきます。そして、それをホールのスタッフ全員で共

有することで、活動がよりいっそう明確なものとなっていきます。

### 公立文化ホールの主な業務

公立文化ホールには、多様な業務内容があります。

#### ① 文化芸術活動支援 ア 施設の貸し出し

ホール、練習場、リハーサル室等を貸し出すという、地域住民の文化振興、およびホールの収入の柱として重要な業務です。

#### イ 地域の文化芸術アドバイザー、情報提供、サポート

公立文化ホールが地域の文化的な核となるために、近年、非常に注目されている業務です。地域の文化団体の発表など貸し館事業時のアドバイザーにはじまって、日常的な文化活動のサポート、学校教育との連携など、「文化芸術に関して何かあったらホールに相談」してもらうための窓口です。

#### ウ 鑑賞事業

公立文化ホールの自主文化事業として、最も多く行われているものです。こういったジャンルや内容の公演を行うかは、各地域の事情や会館の目指すものによって異なります。

#### エ 参加・育成事業

これも、地域文化の核となる意味で増加している事業です。例としては、鑑賞教室やレクチャーつき公演などの鑑賞者育成事業、文化芸

術の楽しさを体感してもらう参加・体験型の講座などがあげられます。また、住民とプロが連携して参加型のミュージカル等を制作する場合などもあります。

### オ 文化芸術作品の創造

ホールで人材や予算を手配して、文化芸術作品を創造する事業です。プロに場を提供して高度な芸術公演を創造したり、場合によっては、プロの劇団や楽団、およびアーティスト等を会館のフランチャイズとして、日常の創造活動を支援することもあります。

### カ 館外での文化事業

「アウトリーチ」「出前公演」などと呼ばれる事業です。ホールに足を運ばない（あるいは運べない）住民に向けて、公民館などで公演を行う、身近に公演やアーティストに触れる機会として学校で参加型公演を行う等があげられます。最終的には、地域に鑑賞者や会館の理解者が増加し、地域の文化振興がはかられ会館が活性化することが目的となります。

## ②施設維持管理

### ア 維持管理

公立文化ホールを地域の重要な財産として維持し、誰にとっても安全な場として管理していく重要な業務です。多くのお客様が訪れる場ですし、特にホール部分には特殊な機器や設備が数多くありますので、これらを危険のないよう適切にメンテナンスして維持していくことが必要とされます。

### イ 安全対策

鑑賞者をはじめとする訪問者、ホール等を借りる利用者、技術者などホールのスタッフ全員にとって、安全で安心な場であるよう、常に対策を怠らないことが求められます。事故防止、天災への対策、日常的な設備等への扱いなど、あらゆる側面での安全対策が必要です。

### ウ 設備更新・改善・改修

設計図面でどれだけ検討しても、完成すると運用上の課題が出てくるのがホールの通常で、当初から何らかの改善が必要となります。また、ホール設備には古くなると危険性を伴うものが多数あり、これらの更新も求められます。加えて、耐震やユニバーサルデザインなど、安全性や人への優しさなどが求められており、古い施設ではこれらにも対応していかなければなりません。

その意味で、完成した翌日から、絶え間なく改善や改修、設備更新が必要とされるのがホール施設の宿命ともいえます。ただ、その費用はかなり大きいため、予算を有効に配分すべく、優先順位をつけていくことが求められます。

## おわりに

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の第三条第八では「地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業」の展開を求めています。また、平成十三年の文化芸術振興基本法施行を受け、国は概ね五年ごとに「文化芸術の振興に関する基本方針」を出していますが、平成二十七年五月に

閣議決定された第四次基本方針では、「文化芸術資源で未来をつくる」という副題のもと、前文で「教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野にいれた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる」「文化芸術が生み出す社会への波及効果を活かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新しい社会モデルの構築につなげていく」とうたっています。

このように、公立文化ホールは住民に感動と希望をもたらし、創造性を育むための場であるだけでなく、地域コミュニティの創造や再生、地域発展を支える場であり、運営担当者は、そのことを強く認識する必要があります。公立文化ホールは「共生社会の実現」「地域社会の絆の強化」「社会参加の機会の拡充」を活動・事業の大きなテーマに据えて、地域課題に向き合い、教育、地域社会、福祉、経済など様々な分野と連携して活力ある地域社会の実現に寄与していかなければなりません。

### 参考文献

- 公益社団法人全国公立文化施設協会（2016）『劇場・音楽堂等地域貢献ハンドブック2016』
- 社団法人全国公立文化施設協会（2007）『公立文化会館運営ハンドブック2007』
- 全国劇場・音楽堂等総合情報サイト、<https://www.zenkoujundb.jp/>、2017年3月アクセス

(参考資料)

文化芸術振興基本法(平成十三年法律第四百四十八号)(平成十三年十二月七日公布)  
(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にすよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)

(前文)

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

# こちら編集部

渭城の朝雨輕塵をうるおす  
客舎青青柳色新たなり  
君に勤む更に尽くせ一杯の酒  
西のかた陽関を出ずれば故人なからん

朝方渭城に降った雨は、軽く舞い上った塵を潤し、  
旅館の前の青青とした柳の葉は、雨に濡れ一層鮮やかに見える。  
君よ、さあ、もう一杯飲み干したまえ。  
西の方、陽関を出れば、もう親しい友もいないだろうから。

王維の詩である。友人の元二が西域の安西に公務で旅立つのを見送ったときのものだ。以前は「勸君更盡一杯酒」が気に入っていて、明日渡歐するという友人と一緒に飲んだとき、杯を勧めこの詩を贈った。「さあ、もう一杯飲んでくれ。成田を出たら、親しい友人もいないだろうから。」と。

渭城とは、渭水のほとりにあった秦・漢時代の都・咸陽のこと。「渭」という字は、徳島の人には渭東、渭北など馴染みがあるが、渭水のための字であり、他には使われないようだ。しかし、徳島では「猪山」と呼ばれていた城山に、蜂須賀以前から「渭」の字を使っていたらしい。司馬遼太郎氏によると、「当時、阿波の各地から上方の方へ出ようとする人は、猪津にあつまって船に乗る。多少の客舎もあったかもしれず、偶然、柳も植わっていたりして、長安郊外の“渭城”に似ていたかもしれない。」となる。

今は、この歌全体に親しみを感している。

柳が青青とした今の季節、雨上がりの徳島城堀川端など散歩してみたいかでしょうか。

H

2020年東京オリンピック、パラリンピックの公式エンブレムをデザインされた野老朝雄さんをご存じでしょうか？先日テレビ番組で野老さんがインタビューされていて、野老さんは“繋ぐ”をテーマに作品を作っているとおっしゃっていました。そのテーマにたどり着いたのは、2001年9月11日にアメリカで起こった同時多発テロ事件がきっかけだったそうで、人と人が、国と国が、世界が繋がってほしいという思いから、1ミリでも何か繋がる可能性というものを表せたらとその日からずっと“繋がる”という形を作り続けているそうです。野老さんの作品の一つであるパズルは、どのように並べても繋がるデザインになっており、作る人によって全然違うものに仕上がるそうで、他にも熊本地震の仮設住宅支援を行っているKASEIプロジェクトのピブスは、「人」という文字が繋がって幾何学のデザインになっていて、人々が協力し合ってほしいという願いが込められているそうです。

「手を繋ぐ」「心が繋がる」など、“繋がる”という言葉からは、温かくて、どこか安心出来るような心地よさを感じますし、野老さんの作品からは、その作品に込められたメッセージが強く伝わって来るような気がします。これからもご活躍を期待しています。

N

## 阿波の自治より募集のお知らせ

### 写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

### 情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

### 原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

### ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

みなさ～ん  
宝くじは徳島県内で  
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。

---

## 阿波の自治 vol.90

平成 29 年 6 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会  
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階  
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

---

今年<sup>今年</sup>の夏は  
三つ<sup>三つ</sup>のジャンボ  
祭り

どん！どん！どん！



サマー  
ジャンボ  
ミニ

**1**億円

1等 1億円×45本  
(発売総額270億円・9ユニットの場合)

サマージャンボ  
プチ

**100**万

1等 100万円×5,000本  
(発売総額150億円・5ユニットの場合)



サマー  
ジャンボ

**7**億円

1等・前後賞合わせて7億円  
1等 5億円、前後賞各1億円

**7月18日(火) 同時発売!**

2017年市町村振興宝くじ

公益財団法人 徳島県市町村振興協会

発売期間:7月18日(火)~8月10日(木) 抽せん日:8月20日(日) この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。 各1枚300円